

## 平成25年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成25年3月8日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 選挙第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 3 推薦第 1号 御宿町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定  
に関する協議について
- 日程第 9 議案第 4号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 5号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 6号 御宿町児童福祉施設建設等基金の設置、管理及び処分に関する条  
例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準等を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 御宿町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 御宿町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第17 議案第12号 御宿町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を  
定める条例の制定について

日程第 18 議案第 13 号 御宿町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内  
標識等の寸法を定める条例の制定について

日程第 19 議案第 14 号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議案第 15 号 御宿町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

日程第 21 議案第 16 号 御宿町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について

日程第 22 議案第 17 号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

日程第 23 議案第 18 号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1 番	大 野 吉 弘 君	2 番	新 井 明 君
3 番	石 井 芳 清 君	4 番	中 村 俊六郎 君
5 番	土 井 茂 夫 君	6 番	伊 藤 博 明 君
8 番	小 川 征 君	9 番	瀧 口 義 雄 君
10 番	滝 口 一 浩 君	11 番	貝 塚 嘉 軼 君
12 番	大 地 達 夫 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	氏 原 憲 二 君	企画財政課長	木 原 政 吉 君
産業観光課長	藤 原 勇 君	教 育 課 長	渡 辺 晴 久 君
建設環境課長	佐 藤 昭 夫 君	税務住民課長	大 竹 伸 弘 君
保健福祉課長	多 賀 孝 雄 君	会 計 室 長	米 本 清 司 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 岩 瀬 由 紀 夫 君 係 長 市 東 秀 一 君

---

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴に当たっては、傍聴規則に従い静粛にお願いします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前 9時00分）

---

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、3番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願ひます。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

公約と総合計画、防災計画について伺いたいと思います。

東日本大震災から2年を経過し、町税も新年度予算案ではマイナス7ポイントと、引き続き

町民の生活の厳しさを反映しているなど、景気も依然として不透明な中、少子高齢化と、急激な人口減に対し、総合計画、防災基本計画を初め、各種計画が連携して力を発揮し、町づくりの発展にどう寄与するのかが問われております。

そこで総合計画について伺います。

まず、御宿町の今後10年の町づくりを定める総合計画であります。大震災があった中で、防災対応をとったところではあります。本来ならば1年前に策定を終え、地域防災計画は総合計画をもって策定することが一般的な手順といえるのではないのでしょうか。

策定委員会などが持たれましたが、ほとんど組み上がっていて、細かな政策を調整する程度であり、将来を見据え、腰を落ち着けてじっくり議論する時間がなかったことが本当に悔やまれます。

そこで、今日、今般3月議会に上程をされました総合計画について、町長ご自身の見解について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 総合計画の評価についてという質問でございますが、このたびの総合計画は、冒頭で総合計画策定にあたっての基本的な考え方を述べておりますように、町政全般にわたる総合的かつ最上位の計画であります。

少子高齢化が進展いたしまして、人口の減少傾向の中で計画立案となりました。福祉事業を初め、防災、防犯、産業振興、環境保全など、多岐にわたっております。中学生や町民の皆さんへのアンケート調査、公募委員を含む各一般代表の皆さんによる、策定委員会、策定懇談会など、町民の総意による手づくりの計画策定ができました。笑顔と夢がスローガンであります。町に笑顔がいっぱい広がり、夢多き町づくりを進めていきたいと思っております。

100%完全でない部分もあるかと思いますが、住みよい、活力ある町づくりを進めていきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○3番（石井芳清君） わかりました。計画づくりは、逆にいえば、今町長おっしゃったとおり、短期の中、住民の皆様、初めたくさんの方々のご尽力をいただいでつくり上げたということは、私も承知をしているところでございます。

それで、この総合計画であります。この特徴は10の力ということで、住民の力をどう引き出すのか、まさに地域力が問われておるといふふうに考えるものであります。

ところが、先般の総合計画の策定懇談会の参加者、公民館で開かれましたが、およそ20名、しかもその発言の中には、先般の委員会の中でも紹介がされておりましたが、協働の町づくり

といいながらこの参加者ということで、本当にこの計画は進むのでしょうかというような趣旨の質問がされたところであります。また、きのうの一般質問においても、協働の町づくりということで、議論が交わされております。

先般の調整懇談会から、石田町長になられてから、何回か調整懇談会もやられておりますし、私もできる限り参加をしております。しかし、町全体でも50名前後であったかというふうに思います。

この防災総合計画ですね、これは町民のものになって初めてさまざまな力、そうしたものが発揮できるのではないのでしょうか。

そうしますと、この一番の根幹、この計画を支える根幹ですよ。町づくりの根幹。町長が大切にしている協働の町づくり、それを具体的にはどう実現していくのかということについては、町長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、石井議員さん、ご指摘いただきましたけれども、いろいろと懇談会等をやったときに、なかなか参加される人が少ない。これは、一つには、やはり行政として町政を執行する立場で、やはり町民の皆様のご関心をいただけるような対策というか、その辺は今後ともやはり反省して対応をとっていかなければいけないと考えております。これからの町づくりについて総合計画をどう生かし切るのかというようなご質問でございますが、基本的な考え方に立てば、まさにお一人お一人の町民の皆さんのご理解、お考え、しっかりと聞いて、協働の町づくりということになります。そういう基本的な考えに立って、やっていきたい。これまでのことについて、ご指摘の点については反省も重ね、対応していきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 後日、ここにも参加しておられますけれども、滝口議員が研究目的で、町づくりの懇談会と申しましょか、学生の発表会がやられました。そのときは70名近い方だったんじゃないですか、参加をされておったと思います。ですから、そういう事例もありますので、どういう目的でどうするのかと。例えば、町長ご自身も町づくりということで、この間、幾つかのグループも参画していただいておりますね。例えば政界であるだとか、たくさんあると思います。そうしたものから、どう次に発展をしていくのかと。

今日、これはまた個別的に質問をさせていただきますけれども、そういうボランティアだとか含めて、そうしたところへの、どういう町が対応をとるのかというところが、私は大変大事になってくるというふうに思います。これについては、今後、私自身もいろいろな提案をさせていただきますけれども、町長ご自身もじっくりと研究されまして、この総合計画が実行でき

る、町長ご自身が提案されている力ですね。これをどうつくっていくのかということ、いま一度考えて、4月1日からやっていただきたいというふうに考えます。

もう一つ、この総合計画であります、この総合計画の財政運営については、非常に直近になって提案されまして、今日はここで特に提案はされているかと思えますけれども、これを見ましても、30億円を超えるということで、先般の協議会でも発言させていただきましたけれども、御宿町は一般的には20億円から28億円ぐらいが財政運用レベルではないかというふうにいわれているところであると思えます。そうした中では30億円、ずっとこの5年間の状況を見ても大体30億円。

それから、きのうの説明にもありましたけれども、このアクションプランに点線で示されている事由がたくさんあります。この点線というのが、実はかなり箱物が結構多いものですから、かなり金額としては張っていくというふうにも考えます。

それから、新しい国の施策、例えば交付金事業、こうしたものもこれには入ってございませんで、そうしたものもあります。新年度につきましても、今回の提案には補正については、約1億5,000万円前後ぐらいですか、繰り越しもありますよね。これも当然その中に入ってくるということにもなるかというふうに思いますが、この財政運営について、じゃこの10年間くらいでどうであったかと。今回はとりあえず6カ年が提案されているわけですが、推計としてもし持っておられるんだったら公表していただきたいと思えます。10年後というのは大体どのくらいの財政レベルで、30億円を切るのか、切らないのかということも含めて、担当から説明いただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今回のアクションプランで5年間の財政推計を示しております。上には石井議員のご指摘のように、点線で表示した部分、これについてはまだ協議してからということですから。

過去の、例えば16年からの決算を見てみますと、歳出決算ですね。これでいくと、16年が33億円、17年が37億円、これは中学校建設、18年、19年が28億円、29億円、20年が29億円となっております。その後は、国の経済対策等ございまして、21年からは31億5,000万円、22年が32億5,000万円、23年が33億円となっております。今年度は中学校の建設がございまして上がっていると。38億円程度になると考えております。今後は人口が減ってきて、税収等は落ち込む傾向にあると。それが交付税の話でいきますと、基準財政収入額が減っていると。需要額ですね、そこから差し引きですから、交付税はそれほど、逆に落ち込むというのは、余り想定しな

い計算でやっています。

点線で示した部分がまだ不明確でございますので、何億程度というのはなかなか困難でございますが、30数億円というふうなことでございます。

○3番（石井芳清君） 30億円程度の財政レベルは保てるのではないかという推測であったかというふうに理解をしております。

過去、19年、20年で約29億円ということでございますので、今町民の中には、この間も、人口についてはこれから人口想定も減っていくという中で、このままでは町はやっていけるのかというふうに心配されている方がたくさん多くおりますし、私も思うところでございます。

しかし、今般の5カ年計画であってもそうですし、10年後も30億円前後は保てるであろうということであれば、私は、先ほど冒頭で言った26から28億円。それから約2億円ぐらいプラスで、そういう町づくりが可能だと。要するに政策予算が可能だということですね。

であれば、私は、十分に町民の期待に応えて、持続的な町づくりが、財政でですよ、中身の話じゃないです。財政では可能であるというふうに、私は認識するわけでありましてけれども、ここら辺の認識について町長はいかが考えますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 幾分か答弁が重なりますが、これまでの総合計画の中で、これは10年間の計画でございますので、やはり安定した財政、健全財政を目指すためには、やはり財政調整基金はきちんと確保していかなければいけないと。取り崩すということになると非常に厳しい状況になりますので、その辺をまず捉えまして、予算立ての財政推計を出しております。

そういうことで、非常に多くの事業をやらなければならないという部分もございますが、その辺は優先順位をつけまして、この計画の遂行させていただいたということでございますので、そういった内部協議の中で、この計画を立てておりますので、今、担当課長が申し上げましたとおり、10年間はきちんと健全財政を守っていくということでもあります。

○3番（石井芳清君） ちょっと趣旨が、町長、違うんじゃないかと思うんですね。健全財政じゃなくて、30億円という財政規模、財政規模ですね。私、見まして、御宿町というのは、一般的には26から28億円が平均的な、御宿町ぐらいの町ですよ、が同等の団体と比べたら26から28億円ぐらいと一般的にいわれておりますし、そのように執行部からは説明も受けております。御宿町は、この間29億円というのが2回ありましたけれども、およそ30億円前後、また31億円位ですかね。

それだけの、要するに御宿町はサービスをしていると思うんですよ。要するに、別にこれ額

の議論をするつもりではございませんけれども、もう要するに今みたいな状況だと、これから、じゃ人口減の計画の中で、人口が減っていくという中で、どんどん財政が先細って、町民のサービスをやっていけなくなるということではないということを示しているわけですよ。そういう認識かどうかということ、私は聞いているんです。それは町民要求を実現するためのいろんな要求もありますし、それを実行するための財源が必要です。それを全部やろうとすれば、とても足りないということはわかります。

しかし、逆に言えば、ほかの類似団体よりも御宿町は恵まれた財政状況にあると。町民負担は関係ないですよ。一方で、町民の負担があるのは事実なんですけれども、そういう状況をどう町長としては考えるかということをお伺いしたい。もう一度答弁ください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 現在、国の動向を見ますと、地方交付税を少しずつ減じられていくような傾向も伺っております。そういうことも伺っておりますが、この30億円ということは、私は無理のないこの規模で、町民の皆さんにサービスできる内容であると考えております。

○3番（石井芳清君） 余り議論がかみ合いませんけれども、逆にいえば、そういうサービスができる、要するに財政的な破綻というのは全くないと。将来的にも、御宿町として単独して。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、町長のほうのご答弁でもありましたけれども、当然それについては、町だけではなくて、国の制度、これについて町全体で取り込むという努力をした上で、やっていく、優先順位をつけていくと。当然それをやらないと、全部が全て町だけの財源で賄うことはできませんから、きのうも一般質問でご説明しましたけれども、そういった制度について活用していくと。国で示された国土強靱化でも、3年間で15兆円やる。それがまだ地方にどれだけ回ってくるかわかりませんが、今、防災を中心に事業を提案しております。そういうのを含めてやっていって財源を確保していくということでございます。

○3番（石井芳清君） 引き続き財源については確保するために、国、県含めて、それから民間の力も含めてできることをやるということだと思いますので、それはそれとして了解いたしました。

いずれにしても、私が言っているのは、30億円規模の財政力を執行できるというのは、やはり御宿町として、他町にはないさまざまな条件があるということのあかしだと思うんですよ。ということは、御宿町は少なくとも10年間、安定した町づくりができるということの保証が、30億円という財政レベルだと思うんですよ。そのことの認識をまず持っていただいた町政運営、



それは、何回も言いますが、厳しいのはわかっています。他町より有利な条件があるんだと。また、職員の皆様初めさまざまな努力によって、そういう30億円というのが成り立っているんだということの認識での町政運営を求めたいというふうに思います。

では、次に移りたいと思います。

防災とランドデザインについて伺います。

東日本大震災から間もなく2年になります。当日、私もこの11日、この庁舎にいまして、委員会室にいました。大変長い揺れとともに、テレビから大変悲惨な状況が刻々と報道されました。国会図書館も、そうした映像や資料を国として保存をするということで、国民が資料提供を求めた中で、一元的に管理をするというような報告をされています。また、テレビ、新聞などにつきましても、連日、この3・11に対して、被害状況について、さまざまなニュース、また番組、記事が掲載されているのは承知のことだと思います。

その中で、今般、御宿町地域防災計画、私、これ多分、自治体の中では非常に早い、多分一番じゃないかと思うんですね。私もよくわかりませんが。この近隣の自治体にも、この3月にこれをつくるための予算を計上するという団体もあるんです。確かに、国のほうもこの指針について、まだ論議が尽くされておらず、まだ定まってないところがたくさんあります。しかし、東日本大震災を教訓としてとり得る施策、方向、体制、どうとっていくのかと。例えば、津波なんていうことも、具体的にはそんなのなかったんですよね。そうした物事について、網羅的にきちんと明らかにするということは、誰に対してもありますし、これまで本当にそういう意味ではこれをつくってきた部分というのは大変なものがあったと思います。しかも、これも自前でつくっていたというふうにも伺っております。

今回、総合計画とこの防災計画が同時に提案されたかと思います。当然ですが、大震災というのは、的確な避難情報、それから避難所の経営体制と運営、救援と支援の物資の受け入れなどが想定され、そのための道路の位置づけは極めて重要であるというふうに思います。

計画では、これは第2編、地震・津波編の第2章ということで、第3、道路及び交通施策の安全化ということで、災害に強い道づくりと。その中で、これは35ページでありますけれども、緊急輸送道路、国道以外の道路、緊急輸送路以外の市町間を結ぶ主要幹線道路、市街地における主要な道路ということで指定をされております。で、私が聞きたいのは、この中で国が定めております、県が定めております128号線、これはこれで結構です。

しかし、これは北も南もトンネルがあります。それから、海拔も非常に低いところがございます。私も町長とご一緒させていただきまして、南相馬市も訪れましたけれども、やはり海拔

低いところ、私たちが訪れたところは、幸い、道路のところまで寸前でとまっておいたというのはありますけれども、その他のところで多くが寸断をされて交通ができない状況。あそこは、浜通り、中通りとかと昔からいわれておりますけれども、中通りから浜通りに行く道路、これは山を越えて海岸線というわけですが、ここはほとんど寸断されて交通が遮断されてしまったという状況があったと思います。

そういう中では、国道というのが広域大規模災害のときに用をなし得るかということ、私はなし得ないと思うんですね。そうした場合、やはりこちらの東から西へ移動する、この幹線の道路をどう構築していくのか。ここにあるのは、現状の幹線ですね。現状の幹線だと、当たり前ですけれども指定のないものについてはこれは避難できないわけです。それはわかっております。その中で、3つの幹線道路ですね。一つは、きのうも議題に上がりましたが、須賀から御宿台へ向かう幹線、0110号線でいいのでしょうか。ここは、いわゆる国道付近が満潮と大雨が重なっただけで冠水をするというような状況でございます。とても、大津波のときにはここを避難通路として使えない。しかも、第二波、第三波、余震ということも考えると、ここをそういうのに使えるかというのは甚だ疑問であります。

それから、もう一つはこの下の道路ですね。これは県道ですが、久保橋と、これは当然清水川がありまして、ここも海拔が低い。それから冠水率も大変多いという中で、ここもそういう状況に使えるかということも、これは非常に難しいというのが実態でございましょうか。

町の計画を見ますと、都市計画道路ということで、これは今の後期基本計画ですね。1プラス1.5というのがありましたけれども、ここには、いわゆる都市計画道路といたしまして、浦中高山田線3・5・3号という都市計画道路が計画をされております。この都市計画道路というのはどういうものかと、私が説明するまでもありませんけれども、この基本計画ではこのようにうたわれております。都市計画道路は、人々が安全で快適な都市生活を営む上で必要な防災機能や環境保全機能をあわせ持つ都市の根幹基盤施設であり、また、この都市計画道路が効率的に機能するためには、幹線道路網整備方針を策定し、広域的な観点からのネットワークを図り、交通渋滞のない機動性が高い道路の整備や交差点のための機能強化を図ることが必要とされていますというふうなうたわれています。

私は地域防災計画を見て、この0202号線である中学校から高山田ですけれども、この道路は緊急時の町民のまさにライフラインとなると。こうした重責を担う計画であったのではないかと、いうふうに思うわけであります。

ところが、この道路整備、これはどういう整備状況かわからなかったもので、状況を報告して

もらいたいと思いますけれども、ここの中で全く、一程度も進んでいないと。今般の補正ですか、やっとなんか前に使用が済んでいる教職員住宅をやっとなんか撤去するというような状況でございます。

これどうしていくのかと。前期の計画には、そういうのをうたったんですよね。そのプログラム、こうしたものの策定も含めてやってきた。これ確かに都市計画そのものは報告しました。縦覧もしました。意見の報告もしました。しかし、都市計画道路についてはどうなんですか。住民説明されましたか。当然、これにかかる土地を買収するとか、そんなことやっているんですか。ここについては、ちょうど、何度も言いますけれども、中学校の通学路になりますし、車が通ると自転車は危ないですよ。夕方なんか、とても危険です。道路もかまぼこでしょう。道路柵もありませんよね。都市計画が入っているために、逆にいうと、何の整備もされずに、今年、補正等でも提案をされておりますけれども、運動場も整備されて、一応ほぼ中学校、整備が完結したんです。図面を見ても、そのためのセットバックもされているじゃないですか、想定をして。そういう状況があると思うんですね。

総合計画を1年前に提案をされて、その次に防災計画が出てくるならわかるんですけども、同時提案でしょう。この整合性というのはどうなんですか。それを聞く前に、この3つについて、どのように担当課は、あの3路線。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） では、3路線の説明ということでございますけれども、総合計画とその防災計画の関連性のところのご説明からよろしいでしょうか。

○3番（石井芳清君） というか、どちらでもいいですけども。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、総合計画におきましては、道路交通網ということで、国道128号と接続する県道4路線を中心に、幹線町道と生活関連町道により町の道路のほうが形成されると記載されてございます。

一方で、地域防災計画では、地震・津波編、こちらの35ページのほうで、災害時道路ネットワークといたしまして、市街地における主要道路として、ご指摘のとおり東西のルートとしての位置づけをされている道路が、こちらの表の中の路線になります。

また、県道のほうにつきましては、先ほどの総合計画の4路線とこちらの地域防災計画の緊急輸送路以外の市町村間を結ぶ主要幹線道路ということで、道路網としては、計画上は一致してございます。

3路線の現況等でございますけれども、まず須賀から御宿台へ通じる町道0110号線ですけれ

ども、満潮と大雨が重なったときに冠水、また大多喜方面とのアクセス、ごみの搬出ルートと  
というようなご意見がございます。

国道との交差点付近につきましては、この町道部分については、路面の雨水排水がうまくで  
きないという状況もございまして、この部分の排水改良については実施をしていきたいと思っ  
ております。また、国道の道路排水につきましては、県道御宿停車場線に設置してある側溝を  
通って水路に排出してございまして、現状では県土木事務所に側溝の定期的な管理について要望  
を行っているところでございます。あわせまして、県道勝浦布施大原線バイパス事業について  
も、過日、町長と土木事務所長宛てお伺いいたしまして、地域にとっての必要性によりまして、  
早期の完成に向けての要望を行ってきたところでございます。

また、久保のガードにつきましても、こちらのほうも県に確認しましたところ、JR外房線  
との立体交差、沿線に人家が連檐していること等によりまして、地形的条件から、整備に向け  
ては、解決すべき多くの課題があるということを伺っております。

そして、あと都市計画道につきましては、今後、御宿中学校のグラウンド整備にあわせまし  
て、道路予定部分の簡易的な整備を行いまして、退避所的な整備ができないか、検討、調整を  
行っているところでございます。

**○3番（石井芳清君）** 1番については、いわゆる0110号線でありますけれども、これも確か  
に国道との交差点、御宿台に上がるまでは、そういう災害時に大変厳しい状況があると思うん  
ですけど、いわゆる御宿台まで、例えば大多喜方面、千葉から大多喜方面ですね、そちらから  
支援物資を受け入れるということについては、大変大事な路線になると思うんですね。ですか  
ら、それは多分、文言では、そういうふうに言われていると思うんですけれども、やはりこう  
いう計画の中での位置づけで、いわゆるC道ですね、広域農道みたいな。これが整備をされる  
ということは、経済的にも防災上でも、私は御宿町に入ってくる、大きな幹線道路の一つにな  
るとい位置づけが大事だと思うんですよ。それはやはりきちんと文言にしていくと、そうい  
う位置づけなんだということだと思うんですね。

それから、②についてですけれども、これは何度も伺っております。これについては、ほか  
の議員から、じゃあこれを迂回する、このガードを迂回する、そういう整備がどうなんだとい  
うことで、たしかこれは測量は終えているはずなんですよね。これについてはどうなのかとい  
うことも伺いたいですか。いつやったとかという話じゃないんです、私が聞いているのは。  
位置づけがどうなのかと。それは確かに、今後、駅裏についての農地を、これをどう活かして  
いくかということも、町を挙げて、地権者も含めて、大きな議論の対象になるということは承

知をしております。しかし、それも含めてどういうふうにしていくのかということの考え方は誰が持つんですか。この管理者じゃないんですか。と思うんですね。

それから、3番目でありますけれども、そういう暫定的な処置ということも大切かも知れませんが、都市計画道路として、この道、私の言った道路の位置づけなんでしょう。町長、そうですね、防災の機能を強化する、そのために都市計画の導入をしてきたんですね、御宿町のね。基本的に都市計画というのはそういうものになっているわけですが、御宿町の導入に当たっては、特に防災機能について強化するというのが、この導入のときの説明であったというふうに、私は理解しております。

じゃ、きのうもお話があったと思います。2メートル道路にすることも含めて、今後これどうするのか。一般的に道路というのは、5年、10年ではできないですよ。しかも、ここ、先ほどのガードの話もありましたけれども、住民の皆さんも住まいもたくさんあります。生活しております。そういうところをご協力いただきながら、拡幅をしなければならない。しかも接続先は国道ですよ。国道であれば、今度は右折車線、こういうのもつくっていかざるを得ないわけでしょう。御宿中学校だって、今どうなっているかという、保護者の皆さん、雨の日などは国道からの送迎ですね。夜間なんかもそうですけれども。特に朝は保護者の皆さんも遠隔地に、遠いところに仕事を持っている方もいるので、非常に忙しい中やっていると、どうしても時間が重なってしまう部分がございます。雨の日などは渋滞が起きているというような話も聞いておりますし、その中で事故が起きないかと、大変冷や冷やする状況でございます。

じゃ、正門はどうするのかという話です。正門はきちんとつくったでしょう。図面を見ると、今、二重構造になっていますよね。現在の塀と、それから一応都市計画道路を想定した図面ということで、セットバックされていますよね。だから、中学校の敷地の中に遊びというんですか。一方で、町民の皆さんが新築すれば、建つ場合には、前の道路幅の話はありませんけれども、必要な道路幅を提供してくださいよ、セットバックしてくださいよと。現実的にはセットバックされているじゃないですか、町民の皆さん。だったら、もうこれでグラウンドレベルは決まるわけですよね。

そうした中で、じゃ中学校側だけでも、その面積で道路用地をきちんと道路として確保していくと。中学校側だけだっただけじゃないですか。ということにしないんですか。それとも、都市計画道路そのものを断念するんですか。

私たち御宿町のこれまでの職員の皆さん、先輩の方々、町長も含めまして、やっぱり御宿町の50年後、100年後、こうなるんだという、それこそ夢を描いて、都市計画、断腸の思いで策

定したんだと思うんですよ。町民の皆さんも大きなご負担があるわけですから。でも、それは安全、安心、防災でしょう。この公共性のために御宿町は都市計画を策定したんじゃないんですか。違うんですか。ちょっと下水道とは少し違うと思うんですよ。下水道は県のほうになりますけれども、これはでもほかに施策もとれます。変更も可能です。

しかし、まさに御宿町のグランドデザインをどうするかということですよ。どこにどういうふうに配置をしていくのか、どうやって人を流していく。緊急時も含めて、防災機能をどう高めていくのか。御宿町の魅力をどう高めていくということじゃないですか。循環機能をどう高めるかということじゃないですか。そこについて何の議論もなく、じゃこれまで重要な話をしましたけれども、こういう個別的な3路線がありますよね。4路線ですか、とりあえずは3路線ですけども、これについて住民の皆さんに説明しましたか。それから今、これからの事業報告をいただきましたけれども、買収なんかしているんですか。だって、縦覧もしないのに、地権者に説明もしないのに、買収行為なんかできませんよね。どうするんですか。ただ単なる絵ですか。未来永劫かなわない夢を、夢なんですか、これは。どうするんですか。

これちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 道路に関する防災上の考え方を一つ確認ということでございますが、なかなか昨日もいろいろご議論、ご意見いただきましたけれども、現況の施設の維持管理が中心になっておりますけれども、ご指摘のとおり、内容につきましては、まさにそのとおりだと思います。財政状況を勘案しながら改善を図っていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 改善というんですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、これ都市計画道路としてあくまでも執行していくということなんですか。それともそのことも含めて改善するということですか、道路環境を改善していただきたいんですよ。都市計画道路としていくということと、都市計画道路を外すというのは全く違う話ですから。

それから、私、10カ年のうちにやれという話をしているわけなんですよ。ただ、計画は、先ほども言いましたけれども、やっぱり一つ一つ、当たり前じゃないですか、行政として手順を追ってやっていくと。しかるべき予算がついたら実行していくということじゃないですか。それとも、都市計画道路の財源ではなくて、一般的な財源で整備されるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この202号線の環境は、ご案内のとおりです。国道から踏切まで、また踏切から高山田県道へ抜けていますが、とりあえずは国道から踏切までの間を処置していく

と、対応していくということになると思います。

○3番（石井芳清君） 正確に答弁いただけませんか。都市計画道路として整備するのか、しないのか、判断するのかということ、私は聞いているんですよ。整備はどんなことをしたって、一定の整備をしていただきたいんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現在では、こちらの都市計画道路3路線の計画がございまして、現状では、この計画の理念等に沿って、今後調整をしていくことにはなるかと思われまして。

ただし、中学校前の道路につきましては、今回、グラウンドの整備に伴いまして、ある程度用地のほうができると思われまして。暫定的には、排水等の整備等を含めまして、簡易的な退避所的な整備ができないものかということで、現在も教育課のほうとは調整をしておるところでございましてけれども、具体的にその工事の進捗等の姿が見えてきた段階で、どのような整備をするのかということで、実施はしていきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 何度も同じ質問で申しわけないんですけども、都市計画道路として地権者に説明をする、周辺住民に対して、町民に対して説明をしない限り、買収という行為はできるんですか。できないんじゃないんですか。都市計画道路ですから、これは。それを外さない限りはできないんじゃないんですか。暫定といたっておかしいんじゃないんですか。

都市計画道路として説明していく中で、図面がありますね私よくわかりませんが、その中で、例えば御宿中学校前については、線形はこうですよ。要するにトンネル、ガードをつくるかどうかというのがありますから、相当複雑な状況はあるのは承知してはいますが、でも、線形の幅ですよ、幅員については、片方は決まるわけですよ。もう既に図面は決まっているわけですから、想定して。そういうことを考えながら、暫定にするのかどうかということなんですよ。ただ単に穴ぼこを埋めるとか側溝を埋めるとかという話ではなくて、そういう基本的な考えに基づいて暫定的にやるものと全然違うんです、意味が。

それから、前後についてどうするのか。それから、ちょうど町営住宅を壊しますよね。まさにそこ、線形にひっかかるわけですよ、構想の中では。そうすると、利用目的なんて決まってくるじゃないですか。

それから、前後、もし都市計画を進めるんだったら、用地交渉、代替地だとかたくさんありますよね。御宿町ご存じのとおり、たくさん土地もございまして。有利なんですよ、ほかの町と比べて。お金がなくても、合意が得られる状況があるわけじゃないですか。だからそういうことを目的として、今、取りやめするという話は一つも出ていませんから、進めるということで

あれば、一つ一つ手順を追ってやっていくということになるんですね。

そうしたことが、単なる町政以外の話で何も載っていない。10年間さわらないんだったら、向こう10年なんてできませんよ。何もできません。そうすると、一番先ほどから私言っている、子供たちの安全が脅かされるわけですよ、ずっと。せっかく立派な中学校ができて、子供たちが通学の途中でけがしたらどうするんですか。そういうことになるんですか。

だから、町というのは、町づくりというのは計画性が求められる。御宿町議会は、ほかの自治体では、こういうのを議決事項に入れないところがありますよ。御宿町は議会に提案をして、皆さんの同意の中で、こういうものをきちんと議決事項にしようじゃないかと。執行部も議員もこういうものの認識を一つにして、気持ちを一つにして、町づくりを進めようじゃないかということだと思うんですよね。こういうところはちょっときちんと踏み締めて、かみ締めてやっていただきたいと思うんです。

今日ここでどう結論というわけにはいかないと思いますので、どう今後していくのかですね。委員会もあります。そういうところに相談されてもいいんじゃないんですか。具体的にどう進めるのか。ご自身で判断できれば、それはそれでいいですよ。提案してください、議会に対して。どうしていくのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今、議員さんからのご指摘の件でございますけれども、こちらの都市計画道路については、現在ご質問の意見の内容のとおり、様々な用地の問題ですとか、教職員住宅の問題ですとか、中学校のグラウンドの整備ですとか、都市計画道労働の路線の中でも、そういった問題について整理をする状況の場所だと思われまして。

また、その道路については、総合計画ですとか防災計画のそういった、そもそもの理念における考え方もあると思いますので、その辺につきましましては具体的にそれぞれの課題について調整をし、結果として部分的な整備になるかとは思いますが、そういった形で進めてまいりたいと思います。

○3番（石井芳清君） 特にこの防災計画がつくられましたから、御宿町の住民のまさにライフラインの一つになると、私は強く思いますので、今後これをどう整理をしていくのかと。子供たちのために、そして住民のために、今後のために、緊急時のためにという、プライオリティが非常に高くなったというふうに思いますので、ぜひそういう会議の場を設けて、しかるべき手順で進めていただきたいというふうに思います。

では、次に進みます。



それでは、それぞれの公約、町長のそれぞれの公約と、行政効果、経済効果と町づくりについて伺います。

個々の政策については、昨日の質疑でもありましたが、町長の公約が町づくりにどのような行政効果、経済効果をもたらすかについて伺いたいと思います。

町長のお示しになりました広報、それからこういうチラシですか、具体的に幾つかありますので、この中で、保育所の施設、それから観光バスの立ち寄り、そして温泉の町おこし、河川浄化と海を守る事業、シルバー人材センター、JRエレベーター、お出かけ支援バス、ボランティア組織の確立、奨学金制度の創設、高校3年生まで医療費の無料化、母子が集える図書館、こちらのチラシのほうにはラクラク図書館というようなチラシもあるようでございますけれども、これらについて町長ご自身から、この公約の意味することについてお伺いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それではお答えいたします。

初めに、保育所の移設ということでございますが、老朽化した保育所を安心・安全な場所に移設いたしまして、防災施設としての機能強化も図っていきたく。保育所の整備事業につきましては、関係機関また議会からも委員のご推薦をいただいておりますが、保育所保護者会や児童クラブ保護者会など、会議の開催が重なったことから、新年度早々に建設委員会を立ち上げまして、会議を開催していきたくと考えております。

建設費につきまして、基金の積み立てを行っていきますが、先般の新政権の誕生により、国土交通省予算から助成事業もあるかと思っておりますので、その辺も兼ねて検討してまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 一つ一つということで、わかりました。

保育所の移設についてでありますけれども、こちらのチラシのほうに、海ないし津波など、自然災害からの移転ということで、35メートルという ながら、災害に強い町づくりとして、一番最後に、老朽化した保育所を安心・安全な場所に移設し、防災施設の機能化を図りますというふうに伺いました。

今、具体的な定数については、今ちょっと調べましたけれども、私、町づくりについて、この場所をどうするかというと、全部ひっくるめて同じなんですけれども、人の動線がどうなるのか、移動手段がどうなるのかというさまざまなことが、当然必要になってくるんですね。その場所が、今度さまざまな活用をすると。この間も、私、提案させていただいておりますけれども、やはりせっかくつくるのでありますし、もし広い場所が確保可能であれば、いわゆる防

災機能も含めコミュニティ機能、それから、きのう給食センターの議論もございましたけれども、緊急時の炊き出しでありますとか、そうした機能などもあわせ持った、そうした複合的な施設で、子供たちと高齢者が一緒に集える、それで非常に保育効果、また教育効果、こういうものが高いということも、先進事例もあるように思います。そうしたものをあわせ持つということも確認があるのではないかというふうに考えます。

これからいろいろ、この間の説明ではアンケートとかそういうお話もあるみたいですけども、まず町長がどういうビジョンを示すのかということが大事だと思うんですね。

先般の保育所検討委員会でも、27年ですか、という早い時期までには完結させるんだという意気込みでございます。であるならば、なおさら町長として、御宿町に新しい動きをこういう形でつくっていくんだというビジョンを提案されて、そうした中で、じゃあどういふことができるのかという議論を進めていくということが、早いし、しかも効果的によりよい施設ができるのではないのでしょうか。今からこれから10カ年計画、20カ年計画で議論をしてやっていくということとはちょっと違うと思うんですね。それについては町長はどのようなふうにか、改めて伺わせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、石井議員さんおっしゃられたご指摘の点については、よく拝聴させていただきます。参考にさせていただいて、これから建設委員会の中でいろいろよく議論をして、ご意見をいただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） わかりました。ビジョンをまだ示されない、町有地みたいにゼロベースというのはちょっと私はないと思いますので、充分準備をされて、しかも迅速な対応をとっていただきたいと思います。

次に、観光バスの立ち寄りということで、計画の中には記念塔のバスの駐車場というような文言が入っておるようでございます。これについて伺います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 観光振興の面で、駐車場問題がかねてからいろいろとご議論をいただいております。そういう中で、私がこの観光バスの立ち寄りという、石井議員さんの通告の内容からいきますと、そういうふうになっておりまして、これは御宿町の観光の財産として、月の沙漠、あるいはメキシコ、スペインの三国との史実、非常に大きな財産であります。観光客の皆さんには、バスで来られた方にはぜひメキシコ公園まで行っていただいて、そこで景観を楽しんでいただいて、また御宿町の歴史にふれていただいて、広く御宿町と観光に関心をよせ

ていただきたいと考えておるわけでございます。

そういう中で、この総合計画にもございますが、見せる観光ということでございますので、その1点を、メキシコ公園において利用いたしていきたいと考えています。

○3番（石井芳清君） 昨日も具体的な答弁がされておりましたけれども、私は観光バスそのものを否定するつもりは毛頭ございません。しかし、星野リゾートの社長さんの講演も、私、お伺いさせていただきました。既に観光そのものが、団体の旅行から、家族、友人、個人へと大きく変化をしていると。九州など大手ホテルは、その変化にやはり追いつけず、多くのところが倒産をしているというような話であったことを覚えています。

御宿町に、それでは来てほしいお客さんはどういう層なのかと。そのための施策展開、施策誘導はどうしていくのかということだと思えますよね。そのための町づくり、町の役割というのが問われている。ですから、先般、御宿町議会も観光協会と懇談いたしました。その意見の中には、ぜひ観光バスが立ち寄れるような、そういう施設づくりをしてくれという話がありました。

しかし、私が見てみましても、観光バス、大勢のお客さん、その場だけなんですよね。記念館を見ていただくと。記念塔を見ていただくぐらいじゃないですか。その間、バスで移動したら何が残るんでしょうか、町長。

町長が提出されております全町公園化構想、御宿町は海あり山あり里あり、文化の伝統もたくさんございます。おいしい食べ物もあります。それから、そういうおいしい食べ物を提供する、こういう施設も、民間で今、たくさん出てきたわけです。私も住む上布施地区にもたくさんできてきて、かなりお客さんも入っているように思います。そういうふうに動線をどう広げていくのかということが大事なんじゃないですか、町長。観光バスだっていいですよ。じゃ、その人たちにどうやって回ってもらうのかと。じゃ、仮に記念塔に上がっていただきますと。そういう方々は多分、足腰が余り強くない方々だと思うんですね。じゃ、記念塔をそれではその次、町長、バリアフリーされるんですか。私はちょっと違うと思うんですね。

そのかわり、歩行困難な方にはサポーターが援助すると。町長、これ提案されたじゃないですか。ボランティア組織の確立だとか、障害者の雇用の方だとか、こういう形で提案されているでしょう。じゃ、そういう方々が現実的にお金もらう、もらわないは別といたしましても、働く場所はどうするんですか。そういう観光、それからそういう障害を持った方々のサポーター、これをどこがやるかは別ですよ。社協でやるのか、連協でやるのか、協会で行うのか、町がやるのか、民間がやるか、さまざまな事業者がやるかと、あると思いますけれども、そうし

た方々の力をかりるといふ場所もなくなっちゃうんじゃないですか。一緒に町の説明をしていただくと。こういういわゆるハード面ですよ。駐車場に幾らかかるのか。相当かかりますよね、用地交渉にしても工事にしても。そういうお金を、こういうハードではなくてソフトに使ったら、もっとたくさんの方々が。一番大切なのは、御宿町に皆さん来て、おっしゃるのは、人気ですよ。御宿町の人気いいねと。

この間、テカマチャルコから来られた方も、本当に感動して市長さんが帰られましたよ。ほかの外国に行って、こんな手厚い対応を受けたことがないといつて、本当に最後に涙流しながら感動して帰って、私も一緒にいましたけれども、そういう町じゃないですか。まさにおもてなしの町じゃないですか、町長。そういう人をどうやって役立たせるか、そのための施策はどうするのかと。御宿町はちょうど、町長が提案されたように、程よい面積25平方キロ、歩いてよし、自転車でもよし、最後にありますけれども、人力車なんかはちょっとおしゃれじゃないですか、町長。そうした人たちが活躍できる場、それが健康にもつながると。

その中で人が動けば、次はお金ですよ。当然、人が動かないとお金にならないわけですよ。途中でお茶を飲んでもいい、お昼を食べてもいい。じゃ今度は1泊しようかということになるんじゃないんですか。そういう体験を、御宿町は今、中心以外も含めて町民の民さんがさまざまな努力をして、一つ一つ構築しているんじゃないですか、町長。それを、町長が水を差すような話じゃないですか、これは。私はもっとじっくり考えたほうがいいと思うんですね。

まさに、御宿町、そういう箱庭みたいな町だと、よそから来られた方は本当に感激して帰りますからね。そういう魅力をどう構築していくのかということだと思ふんですよ。要は、ハードで解決するか、ソフトで解決するか、そういうことだと思います。これについて町長、さらに

と申します。

○議長（中村俊六郎君） 町長。

○町長（石田義廣君） おっしゃられていることは、すごくごもつともなことでございまして、本当に。しかし、私は、ソフトを充実するからハードはやらなくていいという見解はとりません。ハードを可能な範囲でやりながら、おっしゃるとおりのソフトを充実していきたい。障害者のボランティア組織、あるいはバスがとまることによって、1時間でも2時間でも滞在時間を増やし、さらには宿泊につなげていくと、こういう考えでありますので、これをやるからこれをやらないということではございません。

○3番（石井芳清君） それは当然だと思ふんですよ。私が言っているのは、全体の基本的な施策として、どういう方々に来ていただくのかということなんですよ。

ちょっと、きつい言葉で言えば、ターゲットをしぼるわけです。ビジネスモデルとして。じゃ、そういうたくさんの方々 cameたら御宿町対応できるんですか。そういう政策展開をしてきていないじゃないですか、民間業者さん。そういう施策誘導にするということなんですよ、町長。この施策は、もし執行していくなら。

だったらもっとほかの場所に、もっと大きな場所に駐車場を設置して、逆に提案させていたければ、もっと違う場所に大きな駐車場を設置して、そこから歩きなり、送迎なり、移動してもらおうということが、もっと合理的じゃないですか、町長。本当、こんなところにバスを動かしてしまったら、私は何にもならないと思うんですよ。その前に、御宿町には今、町立駐車場はたくさんあるわけですから。そうじゃないですか。

だから、個人がやるんじゃないんです。行政がやるのは一定の方向性、行政効果、それは町づくりそのものじゃないですか。そこが大事だと思うんですね。

ですから、ここで結論出していただかなくても結構ですけども、これもさらに熟慮していただきたい。何が一番効果的なのかと。

財源は先ほどおっしゃったじゃないですか、町長。30億円、これでやっていくんだと。そうすれば当然、できるのとできないものがあるわけでありますから。私もいろんな町民の皆さんから要求を伺っておりますけれども、じゃどこでそれを実現していくのかというのは、まさに町長の腕次第じゃないですか。それと、町づくりとして、みんなでどういう方向を目指していくのかということだというふうに思いますので、今後とも熟慮していただきたいというふうに思います。

次に、温泉の町おこしについて。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員。

ここで、質問の途中ですが10分間休憩します。

（午前10時04分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

---

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それでは、次に温泉まちおこしについてお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 温泉まちおこしということでございますが、このことにつきましては、これまでも議会でもいろいろご意見とかご議論いただいておりますのでございます。

現在、一般社団法人御宿町観光協会において、いろいろ研究をしていただきまして、温泉の配給体制を構築して、行政が温泉宣言により支援することで、温泉の信頼性や町全体で取り組むことによって、ブランドイメージを向上していきたいと考えておりますのでございます。

昨日もお答え申し上げましたが、現在、国土交通省のいろいろな交付金事業がございまして、採択について、今申請をしております。

以上です。

○3番（石井芳清君） 温泉まちおこしということでありましてけれども、これまでと違って、今度、国交省の予算ということであれば、実現可能な計画、当然持続的な、そしてまた温泉ということがございますので、安全性が当然クリアされなければならないと思うんですね。

そうしたものについては、具体的にはどういうところまでつくっているんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、今回の温泉の町づくりは、官民協働の町づくりだと私は思います。というのは、民間団体が温泉の配給体制を構築し、行政が温泉宣言を支援しながら、それぞれの役割分担の中で進める事業ということでございます。町長は、国交省と言っていました、これは総務省の事業でございます。総務省の地域経済循環創造事業交付金という形で、今現在、一般社団法人観光協会のほうで企画し、進めてございます。内容的には、先ほど町長が申し上げたとおり、温泉を保有している会社から観光協会が温泉を購入し各宿のほうに配給するという趣旨で行っています。

その中で、今回の大きなテーマは、金融機関に寝ている、お金を有効活用するというので、そういったところのお金を協会のほうで一時借りて、行う事業でございます。それについては、補助金等合わせて行うということで、金融機関が経営内容をチェックすることで担保する。この事業を継続してできるように、そういった事業で、今、町のほうで企画書を国のほうに提出したものです。

○3番（石井芳清君） もうちょっと具体的にお聞かせ願いたいんですけども、具体的に、例えば一般的には協同組合だとか、温泉利用協同組合とか、そういうグループと申しましゅうか、団体で運営されるのかなと思うんですね。今、計画としてはどういう規模で組み立ててやらずなくちゃいけないのか。

それと、あと一般的に我々素人が見て心配に思うのは、やっぱり温泉ですので、ずっと問題

にはなっておりますけれども、まず1つは安全性ですけれども、いろんな菌の問題がありますけれども、その辺の対応をどうするのか。

それから、この辺は大変鉄分が多い温泉というふうに伺っておりますので、いわゆる循環式はちょっとなじまないんじゃないかと、私、個人的には思うんですね。そういう実務面の計画はどのようなになっているのか。

それから、もう一つ心配されるのが、そうした温泉を今度は使った後、どうするのかということも含めて、これは検討されているのではないかなというふうに思います。

それから、これは町絡みで計画は動いていきますので、いわゆる簡単に言いますと、広く町づくりに寄与する。協働ということで今おっしゃられておりますけれども、いわゆる住民の皆さんも積極的に利用していただいている状況と、こういうもの官民一体の中でやられるわけですから、そういうこともきちんと計画づくりの中に入れていただく必要があるのかなというふうに思います。

例えば、近隣ではそういうお風呂に対して入浴券、こういうものも発行して、いわゆる高齢者の方々、一定の制限はありますけれども、そういう中で利用促進を図っていくということもあるようでありますけれども、その辺の具体的なあれについて、もしわかれば説明していただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、配給のシステムということで、これについては観光協会の中の所管部会のほうで運営していくと。

それと、安全面ということで、これについてはやはり配給された宿屋さんのほうで、当然、温泉の成分、あるいはそういったシステムについて、保健所の指導の中で実施します。ただ、終わった後の排水については、水質汚濁法の中でそういった基準がないということでございます。ですから、今の段階では直接河川等に放流できるということでございます。

この温泉水は一旦お風呂の中に入れてまして、これが大体聞いている中では、非常に高濃度の温泉だということで、約4倍の希釈量が必要だということで、これを給湯により薄めていくということでもあります。ですから、その中で我々観光協会のほうで行っている事業としては、あくまでもタンクローリー、あるいはそれに伴っての人件費、そういったものが重要であると思えます。

○3番（石井芳清君） 事業所に契約されている方に伺いましたら、そういう循環するというのは大変困難であるということで、毎日1回きりで次の日に回さないと。最終的には希釈をし

て排水をするという形を考えているというようなことも伺いました。でありますので、そうしますと、比較的たくさんの方が、事業所さんがこうした計画に参入できるのではないかなと思います。

当初は一定の、本当にほかの、これやっているんだという事業者さんで、きちんとした実績をつくっていただいて、さらに多くの事業者さんに入っていただくというふうに進むことがいかなというふうに考えます。

それから、この説明の中でも、大変多くの団体が、この総務省の事業に応募しているという中では、この採択について、私は大変難しいのかなというふうに考えておりますけれども、しかし、これは町長も提案されておりますし、事業者さんもこの事業については大変熱意に進めようというふうに考えておるわけでありましてけれども、もしこれが採択なかった場合についてはどういうふうにされていくのか、それについても。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、今回の一番最初に申し上げたとおり、金融機関の契約がまず必要ということで、この事業の約半月前ぐらいにこうした事業を計画しまして、約50団体以上の情報を伺っていますが、その中でも熟度という形で、やはり一番今回のポイントは商品ごとの契約ができたことが一つのハードルということで、伺っていますので、今現在、既に観光協会のほうで進めています。

この事業については、あくまでも協会が自主的に進めていくということで伺っていますので、もしこの事業がなくても、少ない予算の中で、観光協会のほうで進めていきたいということは考えております。

○3番（石井芳清君） 了解をいたしました。

温泉のまちおこしということで、いろんなイベントの中でも、この間、足湯等、幾つか管理をしていただいているところであります。

先ほど、観光バスもそうですけれども、長旅の疲れを癒やすことも大事だと思いますけれども、やっぱり町内を散歩してその疲れを癒やす、また町民の皆さんも健康づくりの一環の中で、たくさん多くの方が町内を散歩をされております。そうした方々がちょっととまって休んでいただくと。そしてまたお風呂等も入っていただくということが、やっぱり次につながる大きな意欲づくりの一つになるというふうに思いますし、ただ単に観光だけではなくて、町民の福祉に寄与していくという大きな位置づけが、私は大変大事だろうと思いますので、今後そうした施策誘導含めて対応を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原課長。



○産業観光課長（藤原 勇君） 足湯については、計画はある程度つくっていますが、なかなかその事業で全てが完成するということではございませんので、まず初めに環境体制をつくりまして、その後、そういった事業を進めていきたいと。今考えているのは月の沙漠記念館の広場、あるいは駅前、駅前についてはやはり年間1日平均乗降客が600人程度でございますので、そういった人たちが1時間程度、待ち時間の中でそういった癒やしの空間と、また地域の住民がそこに携わることよっての交流、そういったものを今回はつくる中で、最終目標としては考えているということでございます。

ということで、今後の展開を考えておりますので、よろしくお願いたします。

○3番（石井芳清君） 足湯ということではなくて、広く温泉そのものが町民の福祉に寄与できるような、町が進めることですけれども、一番大事なのは計画としますので、そういう観点をぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。

時間も押してきておりますので、JRのエレベーターについての実現性ですね。

それから、心配されるのは将来的な維持管理費ですね。この間も、JRは早朝、夜間の無人化を進めております。そういうこともあるので、まず設置の手法、今回の場合は今、基金ですか、そういった設置のほうも提案を受けているわけでありましてけれども、設置手法、それから将来的な維持管理費についてどのように考えているのか、いなか、ご説明いただきたいと思ます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） エレベーターの設置事業につきましては、高齢化社会が進展する中で、ぜひ事業が可能となるように、実現できるように努力していきたいと考えております。

今、ご指摘の管理費につきましては、いろいろな考えといたしますか、見解がございまして、完成したエレベーターはJRの施設となりますので、市町村が管理費を負担する必要はないという見解もあるそうでございます。また、その駅によって、ケース・バイ・ケースという捉え方もありますので、今後、JRサイドとこの辺はよく協議を進めてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 設置方法について、設置の手法について。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは、前にも申し上げましたけれども、実際に建設といたしますか、設置する場合は、国とJRと市町村、町が、事業費、基本的には3分の1ずつ負担となります。

事業主体はJRとなると思いますので、そういったことでよろしいでしょうか。

○3番（石井芳清君） ずっと以前でありますけれども、エレベーターの提供ですね。民間からエレベーターの提供という申し出があったと思うんですね。そのときは実現はできなかったというふうに理解をしておりますけれども、そうした可能性というのは今でも残されているのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 町長。

○町長（石田義廣君） 今、お話しいただきました内容については、先般、私も聞きましたので、関係の方が、1月の末でしたか、新年のご挨拶にみえたときにちょっと聞いてみましたけれども、そういう話がありました。そのときは、お願いとか依頼ということはいたしませんでしたけれども、町がこういう状況で今エレベーターに取り組もうとしておりますという話はさせていただきます。過去にこういうエレベーター本体の何かご寄附という話があったそうですけれども、確かにありました。それは確認しておりますが、話が進む中で、今このエレベーター本体の寄附の件につきましても、ある程度見えてきたときに、先行きが見えてきたときにいろいろお願い、あるいはご相談に伺いたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 全くゼロではないと。心配されるのは、冒頭言いましたけれども、やはり将来的な維持管理費、確かに町長がおっしゃるとおりではあろうと思いますけれども、全国的にはさまざまなケース・バイ・ケースがあるようでございます。

エレベーター設置というのは本当によろしいこととは思いますが、将来そういう財政負担が大きくなってしまえば、これは財務的にも大変無理があろうというふうに思います。そうした場合、例えば町長が提案されておりますお出かけ支援バスとか有料タクシーですか、いろんなものもございしますが、そうした中で、近隣への送迎ということで、とりあえずは住民の皆様のご願い実現ということも、一方で可能ではないかなというふうに思います。

また、現状でも、これ順調に進みましても、かなり実現までは長い道のりがかかるのではないかとこのように思います。そういう中で具体的に、じゃ、その間どうしていくのかということで、巡回バスとかいろいろ政策提起はされておるわけでありましてけれども、その辺の整合性、それから具体的なそういう巡回バスとか、そういうものをどう推していくのか。

今度、保育園の移設、それから今、学校などでも雨だとか含めているような状況がございまして。そういう中でも、実際はバスに乗せて通学をしてもらっている地域もあります。ただ、全部ではないですね。

町長の政策提言の中では、これを町内全体的に足を確保していくんだという提起もございま

す。ですから、場所によっては保育園や学校の通学などいわゆる混乗するという形で、そういうものも包括的に進めていく、住民の足を確保していくところもございますけれども、きのうも答弁あったわけでありましてけれども、これからに向けてどう進めていくのか、公約も含めて町長のほうからお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日もお答えしてございますが、1つには、仮称でございますが、地域公共交通活性化協議会、このような会を立ち上げまして、ご意見をいただきたいと思っております。お出かけ支援事業、また巡回バス、この組み合わせといたしますか、どういう形に現実的にしていくのかということは、これからでございますけれども、いろいろ内容を詰めていきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） わかりました。

時間がないので、今回の総合計画の基本的な住民の力、その中で自主防災組織の部分でありますけれども、ボランティア組織の確立という言葉も、町長はお使いになっております。これはどういうことなのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 町長。

○町長（石田義廣君） 昨日もやはりこの件も少し出ておりましたけれども、現在、ボランティア組織が9団体ございます。これらの皆様方を中心に、民間といいますか、町民の皆様ですが、中心となってボランティア組織を確立し、拡充を図っていくと。具体的にいろいろと、シルバー人材センターの設置もございますので、その辺との関連もございますので、とにかくボランティア組織を一つ一つ個々に独立といいますか、ばらばらになっては困りますので、1つにまとめて組織として確立していきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） 自主防災組織も今回20万円ですか、予算計上いただいておりますけれども、やはり長続き、そして発展させるためには、いわゆる有料ボランティア、財政の後ろ盾というのが私は必要だと思うんですね。それをお金にするかどうかというのは、いろいろあると思うんですよ。この間も何度も提案をさせていただいておりますけれども、いわゆる地域通貨ですよ。そうしたもので、将来それを自分で受ける、また商品にかえるということで、地域の中でお金を動かしていくと。県はそういうピーナッツですか、含めてそういう制度がございましたから、団体もございます。そうしたものを活用すれば、別に御宿町で全てを構築する必要もないということですね。御宿町、幸いなことにたくさんさまざまな議論を技能をお持ちの方がさまざまなボランティア含めて、そういう方が、たくさんの方が集まっていた

ける状況がございます。そうした方々に、やはり今後は、きちんと永続的にさまざまなボランティアを含めたものをしていただくためには、そういう財政的な後ろ盾をきちんとしていくということが大事だと思いますので、今後、そうした研究をぜひ進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただきました件については、計画の段階まで、実施の段階で参考にさせていただいて、できればこういう活用も深めていきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 意欲のある方がいらっしゃればいいんですけども、やはり年齢も年齢ですので、また意欲がそがれると、その団体そのものが崩壊しかねないというのが、今の御宿町の実態だと思いますので、さらに研究を、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

時間の関係で、ちょっとそのほかについては、今度にしたいと思っております。

2つの提案をさせていただきたいと思っております。

1つは、緊急放送のデジタル化でございます。

今般の予算にも幾つか提案されていますし、防災無線のデジタル化なども、今、入っているようでございます。冒頭に申し上げましたけれども、いち早く的確な情報、しかも多面的な情報網が構築だというふうに考えております。光通信も布設をしたところもございましてけれども、特にこのインターネットの技術革新というのは非常に目覚ましく、数年前では100万円、1,000万円の事業が、今では10分の1、100分の1で実現ができていくというふうに考えます。平時の情報提供、また緊急時の情報提供などの有効な手段だと考えておりますけれども、今後について、これについての考えをお聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） ただいまの石井議員からのご指摘にありましたように、今回の地域防災計画の中でも、避難のための情報が情報の受け手に確実に伝わるような一連の情報の伝達のあり方、これが今回、大きな課題となっております。

町としましては、まずその手段といたしまして、エリアメールということで、平成24年、今年度から実施をしたところであります。今回の国の補正予算の中で検討いたしますけれども、御宿町としましては、Jアラートの緊急速報メール、臨時自動起動装置整備事業というものが該当するというところで要望いたしました。3月補正予算で計上しておりますけれども、県から2月末に内定されたところでございます。

この内容につきましては、Jアラート受信機からハブに自動起動装置を接続して、インター

ネット回線を通じて、各携帯電話事業者のサーバーへ情報を自動的に送信すると。これまで手入力を書類が必要だったという関係で、5分くらいタイムロスだったわけですが、今回、気象庁からのケーブルによってJアラートからの放送が配信されますと、自動的にエリアメールが流れると、そういうような整備になります。事業費は315万円ほどで、事業費の100%が交付金、そういう内容であります。

○3番（石井芳清君） 時間がないので、構想について引き続き検討調査して実施という形で。

○総務課長（氏原憲二君） そのように検討を進めてまいります。

○3番（石井芳清君） わかりました。

次に移ります。

今般の議会につきましても、防災計画、総合計画、そして新年度予算にさまざまな町民のニーズに該当した新しいサービスが、今のも含めてですけれども、たくさん用意をされております。しかし、これが使われなくては全く意味がございません。補正予算にもつかずにマイナス執行、マイナス提案があるというふうにも思っております。逆に、大都市のように多くのメニューを用意することもできません。官民合わせてどんなサービスを御宿町が提供できるのか、利用者の目線での情報提供が求められていると思います。

行政職員にとっても、仕組み上の縦割りの弊害が言われておりますが、より広い視野に立つての仕事をするためのきっかけになるとも、私は考えております。近隣でもよい例があるようでございますので、ぜひ研究をしていただきたい。それは、この勝浦のイロハ帖というんですね。この間、先日、御宿町もちよつと似たような形で業者さんが主体になってつくられましたけれども、やはり出ている言葉というのは、いわゆる例規集から引っ張り出した行政用語なんですね。それから、じゃ、その中でどういうふうに民間がいろんなサービスを提供できるのかと。例えば、例を挙げるならば、これは先ほどバスだとかそういう話も出ました、歩く手段ですね。ところが、お店屋さんが直接配達してくれるというのはたくさんある。例えばあるショップでは、使えないときにお届け屋さんをしていると。あるお店では、電球1個からでもお伺いしますというようなことが、具体的に書かれているんですね。先ほどの入浴券なんかについても、こういうところで利用が可能です。                    はこういうところなんです、使うところはこういうところなんですということなどが載っておりますし、非常に大きな文字でわかりやすい言葉で書かれているんです。これは私、なかなか難しいと思うんですね。ぜひ、同じものをつくれということは言わないんですけれども、この観点でぜひ学んでいただいて、生かしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） イロハ帖はたまたま福祉の関係で、内容も見せていただきましたけれども、確かになかなか紙ベースでいろいろ出していきますけれども、民間業と一緒に情報を提供したのも今後は必要ではないかなということで研究させていただきたいと思います。

○3番（石井芳清君） 本当に官民一体で町づくりを進めるわけですから、そういう情報を、そういう作業部会みたいなものを、こうしたものをつくっていただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で3番、石井芳清君の一般質問を終了します。

---

#### ◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、私が平成25年2月26日付で千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職したことにより、欠員が生じたため、選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしますか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 指名推選との声がありました。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

ただいま、10番、滝口一浩君から千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によるとの動議が提出されました。

所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

よって、指名推選による動議を議題とし、直ちに採決いたします。

この動議どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） よって、選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りいたします。

指名の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) ただいま、指名の方法は議長一任との発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、12番、大地達夫君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、指名いたしました大地達夫君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました大地達夫君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を行います。

大地達夫君を紹介します。

挨拶をお願いします。

○12番(大地達夫君) 12番、大地です。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に推挙されました。謹んで職務を遂行させていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎推薦第1号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、推薦第1号 御宿町農業委員会委員の推薦を行います。

農業委員会委員は、平成25年3月30日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号及び御宿町農業委員会の委員の定数に関する条例第2条の規定により、2名を推薦するものです。

お諮りいたします。

推薦の方法は、どのようにしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 指名推選との声がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選に決しました。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 指名推選ということで、私のほうから2名の方を推薦したいと思えます。

御宿町農業委員会委員に本議会議員であります伊藤博明君と大地達夫君を推薦しますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ただいま、御宿町農業委員会委員に本議会議員であります伊藤博明君と大地達夫君が指名されました。

本議会議員であります伊藤博明君と大地達夫君の推薦の件に関しましては、6番、伊藤博明君と12番、大地達夫君に除斥を求めます。

（6番 伊藤博明君、12番 大地達夫君除斥）

○議長（中村俊六郎君） それでは、お諮りいたします。

御宿町農業委員会委員に、本議会議員であります御宿町久保1885番地1、伊藤博明君と御宿町上布施2194番地、大地達夫君を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、御宿町農業委員会委員に、本議会議員の御宿町久保1885番地1、伊藤博明君と御宿町上布施2194番地、大地達夫君を推薦することに決しました。

6番、伊藤博明君と12番、大地達夫君の復席を求めます。

（6番 伊藤博明君、12番 大地達夫君復席）

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君と12番、大地達夫君が復席しましたので、御宿町農業委員会委員として推薦したことを告知いたします。

代表して、伊藤博明君から挨拶をお願いします。

○6番（伊藤博明君） ただいま、推薦いただきまして、誠にありがとうございます。浅学非才ではございますが、農業委員として一生懸命努めたいと思ひます。ありがとうございました。



---

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長より諮問第1号の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

平成25年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、竹内達哉氏を、引き続き同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

竹内達哉氏の略歴につきましては、別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、提案のとおり適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることで答申することに決しました。

---

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

石田町長より諮問第2号の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

平成25年6月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、山口勉氏を、引き続き同委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

山口勉氏の略歴につきましては、別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願い

いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、提案のとおり適任とすることで答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることで答申することに決しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

平成25年3月31日をもって退任されます御宿町教育委員会委員、滝口雅子氏にかわり、新たに齊藤弥四郎氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、平成25年4月1日より平成29年3月31日までの4年間であります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、田中正一委員が、3月31日をもって任期満了となりますので、後任の固定資産評価審査委員会委員として、白鳥武久氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、新任の委員の任期は、平成25年4月1日から平成28年3月31日となります。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第3号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とすることとされ、平成25年4月1日から施行されることから、地方自治法第286条第1項の規定により共同処理する事務を規定する組合同規約の一部を改正するものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

広域市町村圏事務組合同規約第4条第10号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略し採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長より議案の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案の説明の前に、昨日、資料の御宿駅前観光案内所の管理運営に関する協定書の内容のページが重複したことによって、差しかえさせていた

いただきましたことについて、おわび申し上げたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、議案第4号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

御宿駅前観光案内所は、平成22年7月20日から平成25年3月31日、おおよそ2年8カ月の指定管理が終了したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定によりご提案するものです。

まず、公の施設の名称ですが、御宿駅前観光案内所、所在地、御宿町須賀195番地、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人御宿町観光協会、代表理事、吉清文夫、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間。

次に、今回の非公募方式をとらせていただきました理由といたしまして、御宿駅前観光案内所の業務は、住民観光客に対する観光案内所、その他観光情報の提供、案内所が所有する資料等の整理保管及び展示、宿泊施設の紹介、町内特産品の紹介や受託販売に関する業務となっております。

これらの業務運営は、昭和24年に観光産業の振興を目的として設立、さらなる観光振興の充実に努める目的から、平成22年9月23日に御宿町宿泊業組合と合併した一般社団法人御宿町観光協会以来、御宿町の観光振興を努める団体は、現状の御宿町観光協会以外には見られない状況です。また、平成22年の開設から現在まで、管理受託者であり、管理運営状況は良好であることや、観光客の利便性の向上のため、独自の事業として、御宿町観光案内所の設置管理条例では、12月31日から翌年1月3日の間、休所日を開所するほか、観光客などの利便性向上のため、レンタルサイクリング事業等の設置、観光案内所の充実に努めるなどの理由から、今回、非公募施設としたものです。

なお、2月15日に開催をして、管理者選定委員会においても同意を得ております。

以上、簡単ですが、説明を終了します。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

渡辺教育課長より議案の説明を求めます。

渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） それでは、議案第5号 指定管理者の指定についての説明をいたします。

今回、対象となります公の施設の名称は、御宿台公園テニス場、住所、御宿町御宿台29番地1、及び御宿パークゴルフガーデン、所在地、御宿町御宿台805番地804の施設でございます。

指定管理者の名称は、一般社団法人御宿町観光協会、所在地、御宿町須賀195番地、代表理事、吉清文夫でございます。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンにつきましては、平成19年6月1日から指定管理者による管理を行っておりますが、現在の指定管理の期間が3月31日をもって終了となりますことから、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの指定管理者について提案させていただくものでございます。

これまでの経過を申し上げますと、募集につきましては、1月4日から2月1日まで行い、その周知方法といたしましては、1月10日号のお知らせ版、また、町のホームページに掲載いたしました。応募団体は2団体あり、2月15日に開催いたしました選定委員会におきまして、一般社団法人御宿町観光協会が選定されたものでございます。

選定の理由につきましては、町の観光振興に携わる観光協会が運営することによりまして、より幅広い情報網や関係機関との連絡を生かした施設運営が図られ、利用の促進や町全体の活性化につながる事が高い評価を受けたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第11、議案第6号 御宿町児童福祉施設建設等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第6号 御宿町児童福祉施設建設等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、保育所及び児童館の建設、改修等に要する経費を基金として積み立てるものの条例を制定するものでございます。

条例の第1条、設置の目的でございますが、福祉施設等の建設、改修事業を円滑にするために基金を設置するものでございます。

第2条、定義では、児童福祉施設を明記してございます。

第3条、積み立ては、積立額を一般会計予算の定める額としてございます。

第4条から第6条までは、基金の管理、運用について規定してございます。通常の基金同様、適切な管理、運営をするものでございます。

第7条、処分は、基金の取り崩しに関する規定でございます。

第8条、委任では、その他基金の管理について、特別な事情が生じた場合のみとなっております。

附則といたしまして、施行は公布の日からとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(中村俊六郎君) これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

4条の2、最も確実かつ有利な有価証券ということですが、これを運用するのかどうか。またほかの条例では基金、こういう事項は入っているか。また、有価証券で運用している実例があるのか。それと、後のほうになりますけれども、補正で1億積み立てるということが出ていますけれども、どのくらいまで積み増しているのか、年度前ね。とりあえずそれだけ。

○議長（中村俊六郎君） 米本会計室長。

○会計室長（米本清司君） 基金の管理ということでご質問いただきました。

確実かつ有利な方法ということですが、一般的には普通預金、また、期間が長いものについては定期預金というような形で管理をさせていただいています。

また、有価証券ということですが、御宿町の場合には、現在、定期預金にて保管しているという形でございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 基金をどの程度まで積んでいるのかというご質問だと思いますが、4月から建設等の委員会が始まってきます。その中で、実際に規模、費用等が示されてくると考えております。

通常ですと、かなり近隣の保育所等ですとやっぱり、規模にもよりますが、かなりの額になっているということで、できれば3月に一旦は1億の予算をさせていただいて、その状況にもよりますが、今後積める範囲を次年度以降も積んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 基金を積んで準備していくと、町長の政策に沿った基金だと思っています。

これはなぜ補正なのか。新年度から始まるんですから、まだ全くそういう形のは見えていない。委員会も立ち上げていない。そういう中で、本来、補正じゃなくて新年度予算に入れる。なぜ補正なんですか。金が余っちゃったのか。余っちゃったら、財調に入れるか、繰り越しするか。新年度事業なんです。基金がつくなら、これは条例で整備させても結構なんですけれども、補正に入れるということは、金がだぶついちゃった、執行できなかったという行政の本来の仕事に対して住民からいただいた、あるいは県・国から補助金をいただいたものに対する予算執行がおかしかった。1億も積み増せるのなら、もっとやることがあるじゃないかと。別に積むことは結構なんですよ。新年度に積むべき話で、補正で20日ぐらいしかないのに1億積む



理由はないでしょう。新年度予算で積んだら結構ですけれども、補正で積む、その根拠がないと思います。金があったから積むというのなら、年度内の予算執行はおかしかったと。私なんかも言っていますが、公共施設も学校の基金も、それは計画的に積んでいくなら大変結構ですよ。それは議員の皆さんも、ぜひそういう形で財政が安定するような形とっていますけれども、補正で積む理由はないと思います。新年度事業ですから。

それと、この有価証券で運用している基金は何かということです。今後もそれは維持していくということによろしいのでしょうか。

この2点。

○議長（中村俊六郎君） 米本会計室長。

○会計室長（米本清司君） よその地方自治体ですね、過去に株券とかそういうものを買って下落して負債を生じたということがございますので、現在のところでは、基本的には定期預金でやっていきたいという解釈です。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） この後の補正予算のところでもご説明いたしますが、当初、今回中学校の屋内運動場につきまして、減債事業の対象ということで、当初の予算よりも国庫補助金が多くなっております。加えて、住民税で特別なんですけど、6,000万円程度、当初の予算よりも増えた状況でございます。

その辺を勘案しまして、本年度の補正でやらせていただきましたが、議員ご指摘のとおり、その辺については今後は充分注意していきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

この基金でありますけれども、2条において、児童福祉施設とは保育所施設及び児童館施設ということで、改めて聞くまでもありませんけれども、具体的にどういうものがあるかということと、これは先ほど最高限度額、どこまで積み立てをするのかと、目標は幾らなのか、ちょっと答弁なかったというふうに思うんですけども、そこはどの程度を考えているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 第2条の保育所施設ということです。現在、安全な場所に、また老朽化に伴いまして建設ということもございますので、保育所施設に運用する。あるいは、

児童館施設につきましては、岩和田児童館等が非常に老朽化もしております。そういった施設等でもいいのではないかというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 先ほどもお話ししましたが、保育所事業費の規模にもよるんですが、通常は、保育所建設ですと、交付金はないというようなことで、一般財源を導入することになります。

ただ、きのうもご説明しましたが、2月26日に国交省のほうから補助金助成施設の説明がありまして、社会資本整備総合交付金というのが、場合によっては対応するという説明を受けて、そして今後確かめたい、直接伺って確かめたいなど、これについては、今後40%が は、ほかの事業と組み合わせる場合については該当になる可能性があるということでございます。これが該当にならなければ、一般財源になりますので、できる限り今年度 を図りたいということで、基金のほうは積みたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 質問したことに答えていただきたいんですけども、保育所施設及び児童館施設はどこなのか、どういうものがあるかというのが私の質問だったんです。どういうものがあるかと。

聞きたいというか、私が伺いたいのは、きのうから説明もありますけれども、ほかの今いろんな交付金事業とかで、今般のいわゆる保育所の移設に関する事業費に充てることの可能性があるといった場合に、積み増したやつが多分、積み残るのかなと。わからないですけども、全部使ってしまうかもわからないし、残るかもわからない。というのは、保育所施設とは書いていないわけです。児童館に使うでしょう、児童施設に。児童館施設ということをやったあからぬわけですから。だから別に残ったからといって、ここが一番下に処分をすることということで処分規定ときちんと書いてありますよね。7条ですか。基金は児童福祉施設の建設、改修事業等に要する経費に充当する場合に限り処分することができる。目的基金ですから、それ以外には使えないということですよ。

当たり前のことを聞いているだけなんですけれども、じゃ、次どうするのかと。例えば、今後なんだろうけれども、いわゆる総合コミュニティ施設みたいな形で、児童福祉施設もその中に機能として含まれる。このような場合にも使えるのかどうかということです。その辺の運用ですけども、なども含めて、今後さまざまな状況がありますので、基金を設置して建設に臨むという意気込みはそれはわかったんですけども、手法については私も異論はありますよ。

なぜ年度内なのかという疑問はありますけれども、徐々に決意は示していることでは決意としてはわかりやすい形であります。それは理解してございますけれども、この運用について

ます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） とりあえず、今これから建設委員会の設置としてございますので、保育所等ということで運用を考えてございますが、その後残ったらどうするかというのは、これ以外の施設に使ったらという話なんですけれども、ちょっとそれは予定をしていません。

○3番（石井芳清君） 私、単純なことを聞いているんですけれども、ここに文言書いてあるでしょう。児童福祉施設とは保育所施設及び児童館施設をいうと。具体的には何があるかということを知りたいんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 厚生省令の中で認可されております保育所という形で、保育所が何かということですよ。保育所、児童館です。

○3番（石井芳清君） いいです、要りません。御宿保育所と岩和田保育所、それから児童館も2カ所あるんでしょう、同様に。ほかにもあるんですか。ないですよ。その施設の処分する目的に経費を充てることができると、だから、これは単純に保育所だけの占有基金ではありませんよということをおっしゃりたいんでしょう。違うんですか。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼しました。保育所の定義がというふうに考えていました。現在の保育所ということでは考えておりませんでした。今おっしゃるとおり、岩和田と御宿児童館、そして岩和田保育所、御宿保育所でございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第12、議案第7号 御宿町重度心身障害者(児)医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第7号 御宿町重度心身障害者(児)医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例の改正は、平成25年4月1日より、従来の障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改称されたことに伴いまして、町条例規定の表記を変更することになります。

それでは、御宿町重度心身障害者(児)医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

改正前の条例第3条第1項及び第2項、また附則の経過措置にある障害者自立支援法の記載を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるのもでございます。

また、附則の条例の施行日を法律改正に合わせて平成25年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第8号及び議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第13、議案第8号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第14、議案第9号 御宿町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び日程第14、議案第9号 御宿町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、一括議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは、議案第8号から説明いたします。

議案第8号 御宿町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、平成24年4月1日付の介護保険法の改正によりまして、厚生労働省法に定められておりました指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を市町村条例で定めることとなったことに伴いまして、市町村条例を制定するものでございます。

内容につきましては、近隣市町村との連携から、従来からの厚生労働省令をそのまま遵守した形で基準を設置してございます。法改正後、1年を超えない期間内において、条例が制定、施行されるまでの間の経過措置といたしまして、国の政令で定める基準が条例で定める基準とみなされることになっていることから、平成25年4月までに条例の制定を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明をいたします。

第1条、趣旨でございますが、介護保険法の定める地域密着型サービスの事業を規定することとしてございます。対象者は要介護認定者となりますが、現状では6名の方が既にサービス利用をされております。

第2条、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員では、介護保険法に規定されております地域密着型と同様に入所定員を29名以下としてございます。

第3条、指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができるものは法人となります。

第4条では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準ですが、指定地域密着型サービスの内容、報酬請求、苦情、事故の状況及び経緯などの関係書類を、省令では2年保管となっているところを、5年保管とする規定としてございます。

第5条につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の介護従事者が利用者に対する心身的な苦痛がないような規定となります。第1項では入浴の回数、第2項ではプライバシーの配慮を規定してございます。

第6条では、介護老人福祉施設における居室定員を、省令では2名以内となっているところを、4人以下として多くの方が利用できるようにしてございます。同条第2項第3項においては、前5条同様に、利用者に対する心身的な苦痛がないように配慮した規定としております。

第7条は、ユニット型介護老人福祉施設入居者生活介護の利用者に対するもので、第6条と同様に、心身的な苦痛がないよう配慮する規定となります。

第8条、区域外の事業所の特例につきましては、御宿町以外の地域密着型サービスを利用する際は、御宿町の基準ではなく、サービスの提供事業所のある市町村の定める条例に基づきまして、介護保険のサービスが利用できる旨の規定となっております。

以上で、第8号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第9号について説明させていただきます。

議案第9号 御宿町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明いたします。

前条例が要介護認定者の方を対象とした条例であるのに対しまして、本条例は要支援者の方を対象とした条例となっております。

主な内容につきましては、近隣市町村の連携から、従来からの厚生労働省令をそのまま遵守した形で基準を設置してございます。

第1条から第3条までは、事業者の指定及び事業の基準で、前条例と同様の内容となつてご

ざいます。

第4条も、前条例と同様の事業所特例としております。

前条例で規定する第5条、第6条、第7条の施設入所者生活介護の利用につきましては、要支援者が利用できる介護サービスの範囲枠が少ないことから、本条例からは割愛してごさいます。

なお、本条例につきましては、教育民生委員会協議会及び議会全員協議会においてご説明させていただきました。今回の条例骨子につきましては、千葉大学法科大学院、鈴木庸夫教授の助言をいただきまして、国の施策に合わせて作成したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

地域指定密着型サービスということで、入所定員数が29人以下と、いわゆる小規模なものなのかというふうに思うわけですが、今の説明では御宿町として今6名の方ですか、このような施設に利用していただいているということですが、具体的に地域密着型サービスというのは、どういう施設なのでしょう。8号議案、そして9号議案が人員及び設備、運営に関する基準を定めるということで、基準が定まっているということなんですけれども、具体的にこの29人程度の施設というのは、所長さんもいらっしゃるんですが、何人規模で運営されていて、どういう資格の方々がいらっしゃるんですか。

それから、本町にこういった施設があるのか、ないのか。今後、こうした施設について整備していくのか、していかないのか、官民両方それはあるでしょうけれども、それらについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 地域密着型介護サービスということでございますが、29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームというものなどございまして、食事、入浴、機能訓練などをやってみるもの、地域密着型特定施設というふうな言い方をしております。

また、地域密着型の老人福祉施設入居者、老人福祉施設ということでございますが、こちらにつきましては、同様のものがございますが、介護老人福祉施設で食事、入浴、機能訓練などが受けられるということでございます。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、介護専用の有料老人ホームなどを指すものを、地域密着型特定施設というような言い方をしております。

介護老人の福祉施設で、老人福祉施設のほうを軸にしたのが特定介護入所者老人福祉施設というふうな言い方をしております。こちらが25人以下でございまして、介護福祉士、ヘルパー等がいる施設でございます。

本町につきましては、こういう施設がございません。今、6名は他のいすみ市等の施設で入居していただいているということでございます。

今後の施設整備ということでございますが、第5期の介護保険計画におきましては、ある程度の需要が見込まれる場合には、整備を検討するというふうな言い方をしております。今現在、特にこちらの待機者等がございませんので、今後、こういった需要が出てきた場合においては対応したいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護保険法の範囲内の中での利用、いわゆる審査を受けて、一定の結果がないと利用できないと。逆に言うとそういう立場だと思うんですね。そうすると、それはどういう基準に当たるのか、どういう方々が利用できるのか。

それから、もう一つは、これも施設で、やはり負担が大変大きいということもあるわけですが、この条例案による施設というのは、一般的にどの程度の利用料というんですか、入居して1カ月間に必要な負担ですね。入居者に対する負担というのは幾らぐらいになっておるのか。例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、どのような方たちというお話でございますが、第8条のほうでは、要介護者でございまして、介護1から5までの方のポイントに応じた形での利用ができると思っています。

9条のほうでございましてけれども、要支援者ということですので、要支援1、2という形になっております。

利用料金のほうでございましてけれども、おおむね月17万円程度にはなるのかなと思われまして。一般的なものでございまして、施設によって、また利用のポイントによって違ってくると思いますが、おおむねそんな見方をしております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第15、議案第10号 御宿町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第10号 御宿町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

本条例は、未発見で現状では認知されていません新型インフルエンザや全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新型感染が発生した場合の対策の許可を踏む上で、平成24年度に国が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴いまして、新型インフルエンザ対策を総合的に推進、調整するため、県及び市町村においても同様の条例を制定するものでございます。

第1条の目的でございますが、国が制定した新型インフルエンザ等対策措置法の第37条に基づきまして、町において対策本部を設置するものでございます。

第2条、組織につきましては、前条例に新型インフルエンザ等対策措置法第35条の規定によ

りまして、本部長、副本部長、本部員の事務所掌について明記してございます。第1項の本部長は町長、第2項の副本部長は副町長、あるいは総務課長職、第3項の本部員は町職員の管理職、第4項は町職員となります。

第3条、会議では、新型インフルエンザ等対策特別措置法35条により、町が実施する新型インフルエンザ対策の総合的な推進に関する連絡調整のため、必要に応じて会議を行うこととしてございます。また、第2項においては、本部員以外の関係する機関の人たちから広く意見を聴取することができる規定を設けてございます。

第4条では、対策本部の下部組織といたしまして、状況に応じまして、保健師、栄養士等の現場の実務主体となる職員の組織を設置できる規定としてございます。

第5条、雑則につきましては、本条例制定後に千葉県行動計画等に基づく具体的な対応や想定外の事案の処置として設けるものでございます。

附則として、本条例の施行日を公布の日とさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

委員会でも説明をお願いしたところでありますけれども、その後調べましたら、この上位法、いわゆる新型インフルエンザ等対策特別措置法というのは、大変大きな問題をはらんでいるということでございます。ちなみに、厚労省の特別措置法に関する質疑応答集、表紙しか持ってきてございませぬけれども、これは議会等の想定質問なんだそうです。これが、定義から始めて、責務、基本的人権の尊重など、その他まで何と207項目、30ページにわたる膨大な資料を出してございます。こういう法令ってないですよ。

それで伺いたいんですけれども、この特別措置法というのは、人命に緊急の場合とはいうことなんでしょうが、さまざまな制限を加えるということでもありますけれども、これは何年というふうに定められていますか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 緊急事態ということでございますが、簡単に申し上げますと9つぐらいあるんですが、外出の自粛要請とか行動規則の要請ということです。期間といたしましては、潜伏する期間から治療するまでの期間というふうな記載をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 最大2年制限すると。そのほか、1年の単位で延長できるということのようでございます。それだけ多くの大変長い期間、国民を拘束すると。これ、御宿町は例えば、ずっと議論になっておりますけれども、観光の町ですよ。たくさんの方々が来ていただいております。そのための防災計画についての観光者、そういう町外の方々の避難計画というのがきちんと行われております。そういう方々を長期にわたって拘束をすると。こういう法令は世界的に例がないそうでもあります。これに対して、日本弁護士連合会、いわゆる日弁連からの反対する会長声明というのが、法案成立前に出されております。

また、日本感染症学会インフルエンザ委員会というところが、制定後でありますけれども、会合を持たれまして、これについてさまざまな意見交流がされました。この中でも、専門家の中から、この実効性を含めて疑問が提出されております。多くの方々が、この余りにも拙速な法律であるというふうにされております。そうしたものを、この文言の中では確かに必要な処置ということで、大きな制限を加えるようには見えませんが、特別措置法そのものについては、国民の行動、それから日本国においては外国人の行動、例えば飛行機、これも検疫も含めると、そんなことやっている。これもう国として成り立ちませんよね。そういうものを求めているということのようでございます。

先般のインフルエンザでも、本来的にはそれほど毒性がなかったにもかかわらず長期間拘束をしたという事例もあるようでございます。そうした問題がこの法令、また今回の条例にはあるようでございます。

そのとおりのかどうなのか。そういう心配というのは全くないのかについて、確認したいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 一応、現在の市町村対応ということでなされているのが、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生の公表がなされ、国で対策本部が設置され、新型インフルエンザ等の緊急事態宣言が国よりなされた後に、町の対策本部を設置するというふうな流れが大まかな流れのようございまして、実質的に町村の役割というのは、住民に対する予防接種の実施というようなことが、今のところは言われているわけでございます。

これからこの条例施行後に、先ほど申しましたように、県の行動計画等に基づく具体的な対応という想定外事案等の処置というものも、今後議論されていくようございますので、そういうものとも見合った形で、私どもも考え方を整理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 今後、整理すると言いますけれども、要するにおそれですよ。この文面というものがそういうことを、住民の外出制限、公共商業施設の使用制限、審議会等の中止、こういう権限があるんでしょう、これは。ないんですか。いわゆる基本的人権の尊重ですね。それで、インフルエンザ、そういう病原体がどうかの判断で、これは専門家に任せる。それはそれでわかりますけれども、それはしかし別ですよ。医療機関ですよ。これは確かにそういった参考を、 ときに考えておりますけれども、それを政府は宣言して、一気に全国がそうなってもパニックじゃないですか。何もできないですよ、こういうものは。極端なことを言いますとね。だから、そういうことができる規定です。そういうおそれがあるのか、ないのかというふうに聞いているんです。

これからどう考えるか、そういうおそれがある法律か、私が指摘したことが、そんなことは全くありませんよと、絶対ありえりませんよと言えるんだったら、それはそれでいいことですよ。もう一度確認を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 町対策本部の位置づけといたしましては、緊急事態宣言確認がなされた後というふうな、一番最後の段階で市町村対応ということになると思います。その拘束的なものとか、それは当然、今後の行動計画というものが議論されてまいるというふうに考えておりますので、その中で改めてそういった内容についてお示しできるのかなと思っていますところでございます。対策基本法35条につきましては、議員おっしゃるように、条例枠の中で緊急対応ということでございますが、従来の国からの宣言、緊急事態宣言以後、市町村が一様に対応するというふうな形を総合的につくりたいということだというふうには理解しております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時49分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◎議案第11号及び議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第16、議案第11号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第17、議案第12号 御宿町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定については関連がありますので、一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第17、議案第12号 御宿町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定については一括議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) それでは、議案第11号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、現在使用されております指定ごみ袋のサイズが大45リットル、小20リットルの2つのサイズに、ひとり暮らしの方などごみ少量廃棄者からもっと小さいサイズを作ってほしいとの要望を踏まえまして、住民の皆様が一層ごみ排出量に応じて指定袋を選択できるように、指定袋に特小10リットルを追加し3サイズとするために、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する一般廃棄物処理手数料別表中、収集手数料に指定袋、特小袋10リットル相当、1袋につき20円を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第12号 御宿町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年8月に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、これまで法律の中で定められておりました一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、条例で定めることとされました。このことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められた基準を参酌して、御宿町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例を制定するものでございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める基準では、資格要件として、学歴や廃棄物処理に関する実務経験年数等を規定したものです。一例としまして、大学の専攻により実務経験が2年または3年以上、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者などが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定められております。なお、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議案第11号であります。これは小袋、特小袋として10リットル相当、1袋20円という新しい設定ということでございますが、これはいわゆる燃やすごみですよね。これについて、カレンダーを出していただいて、しかるべき回数ということになります。この最小小袋での利用とすると、1回1袋である家庭であれば、1回20円の手数料で済むということになるわけですね。そうしますと、約1カ月幾らぐらいの支出になりますか。ごみ袋として。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 実際には、この特小袋につきましては、ご家庭でのご利用の状況によると思いますので、一概に幾らということは申し上げられませんが、実際にはその、例えば生ごみですとか、そういったものをこまめに出したい方がご利用いただけるものと考え

ております。1月では160円になります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうですね、160円ですよ。最低ですね。毎回出してということですから。そうしますと、この指定袋制になる前は、御宿町は1家庭200円という定額制であったんですね。そうしますと、私もこの間も言っていましたけれども、この指定袋制を導入するときに、このままいくと大幅な町民負担になるのではないかという懸念を申し上げたのであります。そうしますと、200円から160円ということになりますので、もしこの10リットルで4回という分が排出量であれば、過去と比べて40円、町民の負担が下がるというこの考え方でよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） そのような出し方であれば、そういったことになると思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。こうしたことも1つの創意工夫のことだというふうに評価をしたいというふうに思いますが、そうするためには減量化ですよ。こうしたものも引き続き施策として打っていく必要があるというふうに思うんですね。そうした場合、ちょっとそこまで新しい予算書とかまだ見ていないんですけれども、では今年ですよ。今年も何度かいわゆる生ごみの処理、こうしたものの補正予算、これを何度となく組んでいただきました。これも当初、これは本来であれば導入するときに、事前に当初予算でそうしたごみ処理機も、制度変更に伴って増加が認められるということで、当初予算で本来は組むべき筋合いのものではなかったか。これも申し上げたところでございます。

今後、そうしたところをどうしていくか。それと、これを導入してから何カ月かたつわけですけれども、これを導入されてから、直近では相当、全体的に燃やすごみとしては減量が進んだという報告が今回あったわけでありましてけれども、最新の状況はそれがどうなっていくか。それは、ほかの先進自治体では、いわゆるリバウンドですよ。また、一定期間がたつともとに戻ってしまうのではないかと、そういう自治体の例も多いようでございますが、それに向けて町としてどういう努力をしていくのか。この指定袋制に移行するときの町の最終的な目標、これも既に超過しているんですよ、現状では。リバウンドしなければ、さらに大幅な減量も見込める状況もある。ただ、これから観光シーズン、夏に向けて、これはまだ経験していないわけですので、これに向けてのどう取り組むかというのがもう一つ、今まで

の中で、そういう特殊時期にどう取り組んでいくかということも大きな、町づくりとしての私は課題だというふうに思いますので、それとあわせて答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、生ごみの減量化の取り組みということですが、25年度予算では、生ごみ処理機10基分、コンポスト10基分の計上の予定でございます。24年度につきましては、指定ごみ袋への移行もありまして、啓発の意味で、補正にて生ごみ処理機等の増加につきましてご提案をさせていただいたところでございます。

また、ごみの排出状況でございますけれども、導入後、現在6カ月が経過いたしました。その効果といたしましては、燃えるごみでは、前年同期間に比べて約20%程度、減量化があらわれております。年間の見込みで言いますと、全体で約400トン程度、平均的には年間3,400トン程度の処理ですので、こういったような割合となると思います。

また、一方で、段ボール等による排出がリサイクルに回されることで、当初、古紙の回収量増を見込んでおりましたけれども、家庭のほうに持ち込まれる、そういった量も減っているようございまして、古紙については特に大きな増加の傾向にはなってございません。

それから、実際には燃えるごみの袋の中と、あと資源ごみというところの部分の中で、分別をしていただける方は分別が進んでおりますが、中には一緒に燃えるごみでまだ出されている方もいらっしゃるようです。今後、その分別を徹底するような啓発といいますか、広報等も行っていきたいと考えております。夏場につきましては、実際にどのような形でごみが発生するかというのは、まずその1年というようなサイクルの中で、まず発生状況を踏まえた上で、今後の対策についても検討していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

まず、最初の夏場でありますけれども、今後の状況といっても、それはもう周知の事実でありますから、新しい導入ですね。今回は一般家庭をメインにした施策の変更だと。種々の変更だと思うんですけれども、それに伴って全体的にどういう町づくりをするのか。要するに、町長の提案している環境ですよね。方策ですか、それも踏まえて、ほかの議員からも町民が

浄化対策を求められています。そうしたものも踏まえながら、一体どういう方向性に持っていくんだということは、終わってからじゃなく、せっかく変わったんですから、そういう方々に、事業主体に新しい方向性を示して行って協力をいただくと。なおかつそういう方、そういう民間の方に来ていただくということじゃないでしょうか。



やっぱり先ほども言いましたけれども、どういう方に町に来ていただくかというところ、それから。来ていただくのも結局はもう一緒なんです。環境のいいところに当然人が集まるわけですから、そこに向けてどういう施策を打っていくのか、どういう説明をしていくのかというのはやっぱり大事だと思いますので、終わってからじゃなくて、今から新年度をどう迎えていくかということの考え方を実行していただくといいんじゃないかと。

それから、単純に20%下がったということで、段ボール系も含めていろいろ説明をいただきましたけれども、やっぱり1つ心配なのは、いわゆる町境でありますとか、谷津だとかということで、それは誰がどうこうというわけじゃないんですが、やはり掃除はしていただいているんですけれども、比較的やっぱり減らないというか、ちょっと増えているのかなという感じもするわけですね。

それから、これは広報にも載せていただいておりますけれども、いわゆる紙などの野焼きですよね。こうしたものも含めて、やはり適正なごみ処理はどうあるべきなのかということも大事な課題だと思います。

それから、リサイクル分別でありますけれども、一般に出ている広報は別なんです、インターネットの買い取り業者は非常に丁寧な周知がされていますよね。それもきちんと、インターネットを見られる方も余り多くないと思うんです。全員が見られるわけじゃありませんので、やはりそうしたものを具体的に町民の皆さんと一緒に、協働とかおっしやっていますよね。何とかのちからと、これを見ましたけれども、そういう情報を提供していくと。特に御宿町、高齢の方が多いわけですから、やっぱり品物1つだって、例えばこういうものだって幾つかに分かれるわけですね。これは金属ですし、これは何なのかとって、その材質を示しているものもあるわけですが、非常に小さいし、何よりもそういったものはなかなかわかりづらいということもありますので、それが適切に処理できるような指導というのも当然必要だと思います。また、有価物に係るものも相当あるというふうに思いますので、その辺も含めて改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 夏等の観光客等の増加に伴うごみ等につきましては、これからのハイシーズンに備えまして十分に調整をしまいたいと考えます。また、地域のごみ等につきましては、現在も編成委員さんですとか役員さんも通じまして、青いボランティア用の袋等を配布させていただいておりますので、そういった地域の住民の皆様の協力をいただきながら、今後とも地域の環境美化について進めてまいりたいと思います。

また、先ほどの細かい分別の仕分けの仕方等については、引き続きホームページ等に公開するとともに、今回この条例が通りましたら、ごみのカレンダーにつきましても民間の協力をいただいで、カラーの大きなカレンダーを配布するような予定で現在準備をしているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第18、議案第13号 御宿町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第13号 御宿町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年5月に交付されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法によりまして、道路法の一部が改正され、これまで道路法の中で定められておりました町道の構造の技術的基準及び

町道の道路管理者に設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準について条例で定めることとされました。このことから、道路構造令と道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める基準を参酌して、御宿町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を制定するものがございます。

参酌する道路構造令では、道路を整備するに当たって、道路の種類により幅員や路肩、歩道の幅、曲線部の勾配など施設の一定基準が規定されています。また、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める基準では、道路に設置する標識や路面に表示する区画線等も、種類や寸法の基準が規定されております。なお、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものがございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

これに対して、私は4点ほど条件をつけたいと、舗装に関するところが2点、歩車道境界ブロックについて1点、カーブミラーについて1点です。

まず、舗装の件ですけれども、車道舗装については、現在のところ、国道では最新の舗装をしているんですけれども、浜から新町先まで、一部その舗装していないところもありますけれども、排水性舗装といいまして、雨が降ったら、高速道路と同じように後ろにしぶきですか、しぶきを上げさせない、いわゆるちょっと値段が高いんですけれども、排水性舗装ですね。音を極力抑える。それと、表面に水をためさせない。これは今年になって2回ほど雪が降って、次の日に路面とか凍結したんですけれども、私もこれをちょっと注目してまして、その排水性舗装においてはこういった形跡は見たことありません。こういったことがないというのは、つまりそこを歩いたときに滑らないということなんですね。それをぜひとも、特に通学路、これに沿った道路、ここは本当に子供たちが通学するときに、車がちょっと水たまりがあれば、当然それはしぶき、それは注意して運転すると思いますけれども、さらにしぶきもないということで、優しい舗装じゃないかなと思います。

それと、また歩道の舗装の件なんですけれども、これは結構一律に細かい舗装、再利用等の舗装をかかって、強度的には落ちないんですけれども、滑りやすいですね。やっぱり高齢化、御宿、特に千葉県一の高齢化と言われている中で、老人の方に優しい道を提供する。そんなこ

とで、歩道舗装は、少し滑りどめ、摩擦係数の高い表面のざらざらした舗装をしますと、高齢者の方も転倒等を防止することができるんです。こういう舗装を、多少は高いんですけども、やっぱりちょっとお金をかけてそういう優しさを持たせる町づくりに役立つのではないかと思います。

また、歩車道境界ブロックといいまして、歩道と車道を分離するブロックがあるんです。その切り下げ分、それを歩車道を分離するために2センチという規定があったんですけども、これがやっぱり高齢者が自転車で走行中、そこを横断するときちょっとした弾みで転んじゃうんですね。我々は、高齢者以外の方はそう転ぶことはないんですけども、ちょっとしたわずかな段差で自転車は転倒しますので、これはやっぱり私は極力ゼロに持って行ってもらったほうが転倒防止になるんじゃないかと思います。

あともう1点は、カーブミラーですね。聞くところによると、町はカーブミラーは小さいカーブミラーだと。県、国は、直径も確か1メートルくらいあるような、ちょっと大きなカーブミラーですね。同じカーブミラーにつけても1メートル、サイズが大きいやつだとよく周りが見えるんですね。町は確かに道路が幅は狭いけれども、あのカーブミラーではちょっと安全性に欠けるなど、常日ごろ思っています。この際、やっぱり安全性重視のためにも県、国と同じような大きなカーブミラーをつけて交通安全防止に努めてもらいたいなど。

以上4点、費用もかさむということもわかるんですけども、やっぱり優しい町づくりということで検討してもらいたい。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、舗装の関係でございますけれども、特にその歩道の舗装につきましては、歩行者の安全のため、十分なすべり抵抗性を有するものというふうにされてございます。また、県のほうも透水性舗装ということを推進しているということで、そのような方向性で進めてまいりたいと思います。

また、ブロックにつきましては、基準になるものが2センチということでございまして、状況におきまして対応していきたいと考えております。

カーブミラーにつきましても、その現場現場において、大きめのサイズが入る場所等あると思いますので、こちらのほうにつきましても現場の状況を見て対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

同様の質問かも知れませんが、いわゆる歩道ですね。これまで町道はそのような歩道の施設はないんですけれども、国・県道においては、歩道でも、歩道そのものが段差がある。それから、御宿の歩道この下なんかそうなんですこれ、自然石がありまして、これがちょっと、見た目はよろしいかも知れないんですけれども、ハイヒールでありますとか、それから車椅子でありますとか、杖を含めて、やはりどうしても障害になってしまうということがあります。

今後どうしていくかという中で、今後の問題として、私は先ほどから言っていますけれども、やはり人が歩くと、それから自転車だとか、それからシルバーカーがありますよね。バッテリーカーがございますけれども、こうしたものが安全に通行できるということに構造をやはり配慮していただきたいと思うんです。ですから、町民ファーストではなくて、人ファーストですよ。車は二の次と。デンマークだとかそういうところは完全に人優先で、市街地には車は全く出入りさせないとかという、先進的なところもあるようではありますが、そこまではいかないまでも、町民の方が、健康づくりを含めて、散歩もされていますし、町外から来られた方も、先ほど言ったとおり周遊していただくというためには、構造上、それからサイン関係ですね。安全上必要なものもそうですし、それ以外についても、私は、歩いておられる方のサイン関係というのも、すぐどうこうするという事じゃないんですけれども、やはり設置する場合はそうしたことも観点に入れていきながらやっていただく必要があると思いますが、これについて。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 歩道等につきましては、そういった安全性を踏まえて、管理区分も実際ございますので、県とも十分に話をしながら、歩道等の整備については進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第14号及び議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第19、議案第14号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第20、議案第15号 御宿町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

日程第19、議案第14号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第20、議案第15号 御宿町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、一括議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) それでは、議案第14号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、第1次一括法によりまして公営住宅法の一部が改正され、これまで公営住宅法の中で定められておりました、公営住宅の入居、収入基準及び入居者の範囲、収入について、条例で定めることとされました。このことから、公営住宅法施行令で定められた金額を参酌して、公営住宅の入居収入基準及び入居者の範囲、収入について定めるため、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第5条第1項各号別記以外の部分中、第3号の次に及び第5号を加えます。これは、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等の入居資格について、暴力団員でないという条件を加えるものでございます。

次ページの同項第2号、ウにつきましては、公営住宅の入居者の収入基準についての規定ですが、改正後の公営住宅法施行令と同じく、月収15万8,000円以下といたしました。

前のページ、同項第2号、アにつきましては、特に居住の安定を図る必要がある場合、いわゆる裁量階層について、その範囲、対象となる収入基準を定めております。これにつきましては、改正後の公営住宅法施行令では月収25万9,000円以下となりましたが、本案では改正前の公営住宅法施行令の月収21万4,000円以下といたしました。これは現状維持ということで、千葉県と同じ扱いになっております。

次に、同項第2号、イにつきましては、町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために住宅を借り上げる場合等の規定ですが、これにつきましてもアと同様、改正前の公営住宅法施行令の月収21万4,000円以下といたしました。なお、附則といたしまして平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号 御宿町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、第1次一括法によりまして、公営住宅法の一部が改正され、これまで公営住宅法の中で定められておりました公営住宅等の整備基準について条例で定めることとされました。このことから、国土交通省令で定められた公営住宅等整備基準を参酌して、御宿町営住宅等の整備基準を定める条例を制定するものでございます。国土交通省令に定める公営住宅等整備基準につきましては、位置の選定など敷地の基準、1戸当たりの床面積の合計などの公営住宅の基準、児童遊園、集会所など共同施設の基準を規定したものでございます。なお、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

特に居住の安定を図る必要があるという14号の議案ですね。これについては、大変そういう状況のある中で、これは町営住宅全部に対して保証人をつけてあったんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。ちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） そのようになってございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ということは、この保証人は連帯保証という意味でよろしいのでしょうか。それと、もし連帯保証であれば保証人でも結構なんですけれども、資格条件ですね。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 連帯保証人でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そうしますと、総合計画の74ページですよ。住宅という中で、家賃滞納への対応として、訪問、電話、分納等々あるという中で、連帯保証は家賃について連帯して責任をもつ事です。連帯保証はこういうものはないです。これは収入の証明があるのかな。対応があったら連帯保証あるいは保証人つけている意味がないということです。

それと、連帯保証というのは、国のほうでもちょっと、そんな大きな規模ではないですけども、連帯保証したおかげでいろんな問題が起きているという中で、連帯保証に債務の最終的な責任まで持たせないような方向に、国は動いているということを知っておりますけれども、桁が違うんでしょうけれども、この保証人の意味と対応の整合性、あとはどうなっているかという。これ収入ある方が使っているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、滞納のという部分につきましては、まずは入居者ご本人に請求していただくということで、滞納の取り扱いとなってございます。滞納の状況については、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ですから、この条例で居住の安定を図る必要があるという中で、21万4,000円という設定をしてある。災害とかいろんな形のある中で、通常住宅の管理の中で、この条文で言えば、連帯保証をつけてあれば、当然、借りている人が責任があるんでしょうけれども、保証人があれば当然ないわけじゃないですか。それがあってもおかしいじゃないですか。何のために条例を整備している。じゃないですか。あなたはゼロですと答えれば、これはそれでそうですという話になるんですけども、連帯保証をつけている意味がない。執行しないなら、条例つくっている意味がないです。あなたはゼロじゃないということは、まだ借りている人に責任を持って払ってもらうということはよくあるんですけども、連帯保証をつけてということは、年度末にはゼロになっているということが、年度末にゼロになっていないということは、だから保証人の資格は何かと聞いているんです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 滞納のほうについては、訪問をして……



(瀧口議員「いや、資格」と呼ぶ)

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 資格ですか。現状としては、その保証人の方まで及ぶような処理は現在のところしていないのが実情でございます。

(「おかしい。答弁になっていない」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 暫時休憩します。

(午後 1時35分)

---

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時51分)

---

○議長(中村俊六郎君) 佐藤課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 貴重なお時間を取らせて申しわけございませんでした。

滞納につきましては、今後とも年度内に納めていただくよう努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第21、議案第16号 御宿町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは議案第16号 御宿町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、第1次一括法によりまして河川法の一部が改正され、これまで河川法の中で定められておりました準用河川にかかる河川管理施設等の構造について、河川管理上必要とされる技術的基準について条例で定めることとされました。このことから、河川管理施設等の構造令で定める基準を参酌して、御宿町河川管理施設等の構造の基準を定める条例を制定するものでございます。河川管理施設等構造令につきましては河川管理施設または許可工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について構造の技術的基準を規定したものです。具体的には、堤防、床止め、堰、揚水機場などを設置する場合の構造の基準を規定したものです。この条例により、御宿町の管理する準用河川の管理施設等の管理をすることとなります。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

この条例に適用される河川は御宿町に何本あるか。これは以前から伊藤議員が何度も要望しているように、また伊藤議員もそこに出ていますけれども、清水川上流の普通河川、清水川の2級河川昇格はどうなっているのか。それと、この権限移譲、国土交通大臣から町長と改めてという中で、どのような権利義務、または管理責任が生じたのかと、とりあえずこの4点です。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、準用河川でございますけれども、町内、堺川、裾無川、上落合川の3河川でございます。

清水川の普通河川から2級河川のということでございますけれども、昨日ご説明いたしました清水川の現況調査等を行いまして、河川の改修計画を現在計画中でございます。その中で、

2級河川から上流部の普通河川部分につきましては、今後の整備内容によりまして県と協議を行いつつ、整備の方向を調整してまいりたいと考えております。その状況によりまして、管理区分につきましては2級河川もしくは準用河川というような扱いになるかと思われまます。

また、河川法によりまして市町村長が指定した準用河川について、市町村長と読みかえることになっておりますので、河川法で定められております河川施設等の管理を行うこととなるものと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっとよくわからなかったんですけども、2番目の普通河川、清水川、これ2級河川昇格を要望しているわけで、準用河川とかいう話ではなくて、整備されたらそうなるという形なんですか。それが1点。

もう一つは、総合計画の77ページで河川管理、これ一般質問で時間がなくて要望したんですけども、洪水による被害を防止するために、普通河川清水川の現況調査に基づき、洪水の解消に努めるとある。具体的にどうしていくのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほどの説明で、普通河川から、通常ですと町管理の準用河川、県管理の2級河川ということになります。清水川の現況調査によりまして、久保橋までのところが県管理の2級河川となつてございますけれども、上流部を2級河川の状況とどこまで整合させて整備するかということで、事業の手法として準用河川もしくは2級河川としての整備の手法があるというような趣旨でご説明させていただきました。

その中で具体的な方法といたしましては、下沢付近が冠水を常にしている状況がございまして、まずはその地点の現状の側溝ですとかそういったものをまず改良した上で、矢田方面からの排水をうまく清水川に接続できるような対応をしていくと。その後に河川の蛇行部分がございまして、そういった部分の改修についても検討していく、県と協議をしながら検討していくということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） これは都市計画と関連すると思うんですけども、つまり土地利用ですね。矢田団地周辺ですね。かつては農地だったわけですけども、今は住宅地になって、結局一宮川と同じような現象が今まさに清水川の上流で起こっているんですね。これはイタチごっこになって、やっぱり都市計画を御宿町もたてましたので、あそこの土地利用をどうする、

洪水を守るためにどうするのかということ念頭に置いた上で河川計画を立てないと、いつまでたっても洪水はなくならないと、私はそう考えています。今、計画している中で、床上、床下浸水がどの程度予想されて、その河川整備することによってそれがどの程度解消されるのか、それが今回の検討で立ったんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ただいまのご質問のとおり、矢田方面等については宅地が徐々に広がっている状況がございます。そういったところの水が久保の下沢方面に集まってきているような状況があるようでございます。床上、床下浸水につきましては、なかなか計算上、シミュレーションをかけて表現するのが難しいとのことで、過去の実績等により評価するのが一番よいのではないのかということで、委託業者のほうからもお話がございました。最近では、昨年中も、家の中までは入りませんが、前の道路が冠水した状況がございまして、そのときに現場に行きますと、十分に既存の排水路が排水しきれていない状況が見受けられました。今後はそういった排水路をまずきちんと管理をする中で、今ある水路の排水性能をフルに生かした状況の中で、次の段階へと整備を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 先ほどから矢田の関係で、都市計画との整合性、これははっきり言ってまだ答えをもらっていないんですけれども、この整合性をとらないと、何度も言いますけれどもイタチごっこなんですよ。ですから、もうここまでしか宅地にしないという制限を加えていかないと、いつまでたっても、これは本当に毎回毎回、町のお金を投入しなければいけない。それがやっぱり都市計画審議会とか何とかいろいろあるみたいですから、今後踏まえてやっていただきたい。それが1点です。

さらに、あの河川そのものは、御宿中学校側からも流れてくるんですね。ちょうど岩の井の下あたりがJRを横断するわけですが、私もいろいろなことで、あそこは水が冠水するというので、何とかならないかというようなことも聞いております。

それで、実はJRがあそこの架線工事のときに、今まであった横断排水路を狭めたということがあつたそうです。その狭めたのはなぜかということで、ちょっと私もよくわからないんですけれども、おそらくJRも上の流域を考えた上の横断管をわざわざ狭めたのかなと思いますけれども、あの狭めることによって久保川の流域が水がかなりたまるということを知っております。その辺も今回の検討の中に入れてあるのかどうか、それについてお聞かせ願えませんか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の箇所につきましても確認をしております、確かにJRの線路の下に充分ではないヒューム管が形成されているようでございます。過去の経緯についてはちょっと確認はしておりませんが、現実的にはそのヒューム管、水のはける量が決まっておりますので、上流部の今、排水のための河川といいますか、構造物があるんですけども、そういったところに手を加えるような形で、周辺部に水があふれ出ないような方法があるのではないかとということで、委託業者のほうからは提案はいただいております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） いずれにしても、今検討中であるということで、先ほど私が話したことも条件の中に入れた上で、今回の整備が、極力2級河川にしてもらうことに働きかけるということは、財政負担を軽くするという意味で、町長を初め、県議員かなんかみんなお願いして、ぜひとも2級河川昇格のほうに動いていただきたい。極力、河川整備そのものがやっぱりお金がかかるものですから、それがやはり町の財政負担が多大なものだと思いますので、これはもう極力本当にお願ひしてやっていただきたいと。

私も、くどいですがけれども、今までのそれを踏まえて、二度とまたこの河川にお金をかけていくということはないような、そういう方策をとってもらいたい。

あと本当にもう一点、ちょっとだけですがけれども、やっぱり環境に優しい護岸をつくって水辺に親しめるような、今の状態でももちろん親しめるんですけども、土で水を抑えているような状態ですから、確かにふるさとの川という意味では、あそこはまだ残っているんだという景観がありますので、それを害さない形で、本当に親しめる川みたいな、ふるさとの川をそのまま維持していくような、洪水と両方を併存させる形で、ぜひともやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

前段者の質問の回答が私はよくわかってないんですけども、今般の条例の制定ですよね。これによる、何が変わるのかと。文言が変わるだけではないようですね。今、ずっと答弁されております準用河川、2級河川の、その辺も、今般の改定で位置が変わるのかということが、まず最初の疑問点だと思うんです。そこについて説明を。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今回の条例の制定につきましては、準用河川にこれまで参考としていた河川構造令を条例の中で参酌して定めるということでございますので、今までの基準と全く変更等はございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先ほどの説明の中で、管理が必要だというお話をされておりましたね。条例制定の中で管理が必要だというのは違うんじゃないですか。というふうな解釈なんですよ、私の理解だと。それでもう一回その辺を聞きたいというふうに思うんです。

それから、特に清水川ですよ。今、何人かの方おっしゃっていたと思いますし、これについてはやはり抜本的な対策が必要だというふうに思います。ただ、一方で、長い目でみると、今般の大震災の中で、例えば利根川においては50キロ以上津波が遡上したという話もありますので、これも含めて、複雑な要因が入ってくるのかなということはあるとは思いますが。

それから、この河川管理ですね。施設との構造の基準を定める条例ということでありましてけれども、この中で竹やぶというのはどのように位置づけられていますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、今回の条例の制定でございますけれども、一括法によりまして町管理とされている河川、こちらのほうが準用河川になります。その準用河川を整備するときの施設等の構造について参酌して定めるというのが今、回の条例の趣旨でございます。

竹やぶにつきましては、その構造の中には入ってございませんので、自然護岸でございますので、通常の管理をしていくことになると思います。

2級河川のほうは、一応県の管理になっておりますので、県の整備の中でその護岸等の整備をしていくことになると思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 最後に質問したのは、それはもう一回質問しますけれども、2級河川というのは県が全部県事業ですかね。県がみずから事業主体となって整備を行う。

それから、最後質問したのは、竹やぶというのは、河川の構造上、どういうふうになっているのかということをお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 竹やぶと申しますか、竹やぶが入っている部分が、現状によ

る盛り土の堤防というような形になるかと思います。自然護岸でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） たしかもうそんなに古くないんですけれども、この久保橋から上流に、この竹やぶを一部伐採をした経過があったと思うんですね。それで私、聞いているんです。私、何度もそのとき確認をしたんですけれども、やはり上流までずっと見える状況になるのかと。

私、景観もあるんですけれども、やはり河川がこういうふうに氾濫したときに、そこでやはり要するにわらとか、そういうものが詰まったりして水のはげがよくない、もしくは田んぼ等に行くと水が散って、洪水というか氾濫を抑えると。要するに水田の機能ですよ。そうしたものが、私は損なわれるんじゃないかと。それから、河川そのものがこの計画降水量というのが多分これだと思うんですね。その水の量。それそのものが、私は計画値よりも下がるというふうに理解しているわけですね。じゃ、そうしたら管理はどうあるべきなのかと。

そうすると、先ほど工事の話ができましたけれども、管理上、もしそういうやぶ等をきれいにして、要するに本来の川の景観、機能、それから水田の機能、そうしたものを本来あるべき形にするならば、そういう氾濫も今よりも1割とか2割とかは下げられる可能性はあるんじゃないですか。それはそんなに大きな金、かからないですよ。ちなみに高山田の上流、清水川の上流ですけれども、あそこも水辺の環境を含めて、県の事業をいただいて通年でやってきて、あの県道の周辺が大変だったじゃないですか。あれで相当、私この計画降水量というんですか、これ高まると思いますよ、実質的に。もしくは、それが今まで現実だと思うんですよ。で、景観上もいいわけでしょう。

それからもう一つ、あそこには歯どめがありますよね。あの運用、確かに水利権はありますからそれは尊重しなければならないです。しかしあの歯どめの運用をしても、まだまだ可能性としてはあるんじゃないですか。そういうことも踏まえて、現実的に沿える内容の中で、町民の災害を極力減らしていく、減災をしていくということは可能だと思いますので、あれだからできない、これは先ほどの一般質問と同じなんですけれども、それだからできないということでは私はそれは怠慢だと言わざるを得ないと思うんです。これまでも少しずつ手は打ってきたわけですから、それは何のためにやったのかと。じゃ、これはやっぱりわずかなところ、無駄になるじゃないですか。そういうことになる。じゃ、何のためにあれをやったのかと、逆に言えばなるわけです。だから計画的に進めるということになるんじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今回、清水川の現況調査を行っておりまして、清水川の持つ

流下能力ですとか、そういったものについて一定の評価をいただいております。確かにその河川のところの竹やぶについても検討の中には上がってございまして、今後その効果とか、もしくは竹やぶを伐開するための事業費等についても精査しながら、全体の清水川、特に2級河川から上流部の整備の方針については検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第22、議案第17号 御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議案第17号 御宿町水道事業の設置に関する条例の改正についてご説明いたします。

地方公営企業法の一部改正により、平成24年4月1日以降に議会の議決を経ることなく、利益及び資本剰余金の処分を行う場合には、条例に規定することが必要になったことにより、御宿町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正前の地方公営企業法に規定されておりました利益の処分等について条例に追加するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。



第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に2条を加えるものです。

初めに4条、利益の処分及び積立金の取り崩しですが、毎事業年度に生じた利益の処分方法について規定をするものです。第1項第1号として、前年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残高の20分の1を下回らない額を減債積立金とし、積み立てる方法について規定いたしました。同項第2号では、企業債を有しない場合、減債積立金に積み立てない、積み立ててなお残高がある場合、その残高の20分の1を下回らない額を利益積立金に積み立てる方法を規定し、第2項において、それぞれの基金の目的以外の人に使用することができない旨の規定と、目的外に使用する場合には議会の議決が必要であること、1号及び2号にて基金ごとの目的を定めております。

次に第5条、資本剰余金として毎事業年度に生じた資本剰余金の処分方法について規定いたしました。第1項では、各資本剰余金の源泉ごとの科目に積み立てることを規定しました。第2項では、資本剰余金の処分について、改正前の公営企業法との処分方法を継続し、資産が滅失した場合等における損失に充てることができるものといたしました。平成26年度から実施予定の会計基準の見直し後には、みなし償却制度が廃止となり、過去において未償却となっている償却について整備をする必要が生じるため、あらかじめその処分方法を条例に規定することにより、資本剰余金の処分に対して円滑に事務処理を行うために条例で規定するものです。

なお、附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

本来なら水道特別会計で聞くのがいいんでしょうけれども、出てくる中で、まず総合計画のほうで75の位置に入っているんですけども水道会計の改正という話があります。この改正点は何かというのと、上下水道の未加入世帯ですね。これがどのくらいなのか。とりあえずその2点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、条例に関しまして、資本剰余金のところの会計処理が変更がございます。これまで資本剰余金等については資本の部に計上してございましたが、これに当たり、国庫補助金ですとか県補助金の類いのものが26年度会計以降、負債のほうに記

載されることとなります。

（「どこへ記載される」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） これまで補助金等が資本として、資本の剰余金というところに掲載されておりましたが、これを普通の会社と同じように、負債のほうに補助金に相当する部分に変更になります。そういった会計基準の変更によりまして、それに対応するために、今回の条例の改定につきましてお願いするものでございます。

未加入世帯というのがちょっと手元に、申し訳ございません、資料がございません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あなた資料を自分で書いているんだよ、75ページ。未加入世帯に対し臨時加入を勧めますと、あなたがそういうふうには書いています。

それと、今言っている会計制度について、よくわからない。よくわからないというか、聞き取れなかったというのが事実なんでしょうけれども、資本剰余金をこういう形で条例整備したというのが改正点なのか、26年から改正するという言い方だと整合性がとれないのと、補助金のその款項目の違いだと、そういう話なのかと。これは前にも言っているんですけども、特別会計として特別会計として一会計で自己完結型が本来の特別会計という趣旨ではないかなと思っているんです。そういう中で一般会計から2,000万円取り入れれば県から1,900万円入ってくるという形のものがありますけれども、またこれもずっと続けていくのかと。1,900万円もらえれば大切ですけども、そういう経営方針でいいのかというのとさっきの説明をもう一度やっていただきたいのと、とりあえずそれだけです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 公営企業法の会計制度の見直しでございますけれども、こちらのほうは資本制度の見直しと会計基準の見直しということで、地方公営企業法の見直しがございました。会計基準の見直し等につきましては、先ほどご説明しましたものですとか、例えば利益の処分ですとか資本剰余金の処分ですとか、そういったものが現行に比べて改正になってございます。

それから、繰出金の関係でございますけれども、現状こちらの繰出金が、町からの繰出金2,000万円、県からもほぼ同額の金額をいただいております、その中で営業のほうの収支が均衡がとれている状況でございますので、できれば引き続き同じような形で運営をさせていただかないかなというふうには考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君）　そういう中で、経営健全化計画を策定しというのは、策定するんですか、策定できているんですか。その辺を。できていないなら今後つくっていくか。

○議長（中村俊六郎君）　佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君）　現在ちょっと期間は空いてしまっているんですけども、今後策定の予定でございます。

○議長（中村俊六郎君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君）　挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君）　日程第23、議案第18号　御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君）　それでは、議案第18号、御宿町給水条例の改正についてご説明いたします。

本案につきましては、第2次一括法により水道法の一部が改正され、これまで法律の中で定めておりました水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準及びその配置に関する基準、水道技術管理者の資格に関する基準について、水道法施行令及び水道法施行規則で定めることを参酌し、条例で定めることとされました。

新旧対照表をご覧ください。

第2章の次に、布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規定を、第2章の2として1章追加してございます。

初めに、第13条の2には、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事として、第1号に取水に関する工事、第2号に排水に関する工事を規定しました。

次に、第13条の3には布設工事監督者の資格を規定しております。第1号から第8号にわたり、大学の専攻や短期大学、高等学校卒業などごとの実務従事経験年数が定められております。

第13条の4では、水道技術管理者の資格を規定しました。第1号から第6号にわたり、布設工事監督者の有資格者、前条同様に学歴種別の実務従事経験年数に加え、登録講習の受講により資格取得などが定められております。

なお、附則といたしまして平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まず、今、水道課に何人いるんですかと。それと、布設工事監督者ですね。それと水道技術管理者。これは現在、御宿町に何人いるか。それと有資格者ですね。この人たちは、今、何等級なのか。10年以上と書いてありますけれども、そこにどのくらい在籍しているのか。それと、後継者の育成ですね。技術者の、あるいは資格を持っている人を採用するとか、そういう形があると思うんですけれども。

それと同じあれで、12号議案で出ていましたけれども、技術者ですね。これは何人くらいいたのかということも、ついでと言っては失礼なんですけれども、有資格者はどのくらいいたのかと。その資格者がどのくらい同じ課にいるのかということをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、資格のほうの関係でございますけれども、簡単にご説明いたしますと、技術管理者のほうは水道施設全般の運営管理をするような業務でございます。布設工事監督者につきましては、水道の配水管等の工事の監督をする資格となっております。水道課の職員、今、3名おまして、うち1名がこの技術管理者及び布設工事監督者としても、資格を有してございます。町の中にはもう一人、資格を有する者がいるんですけれども、その方は現在は水道課のほうの勤務ではございません。資格については経験年数10年ということで、過去に資格を取得しているようでございます。

先ほど12号の議案のほうでは、現在技術管理者ということで、清掃センターのほうに2名の職員がおります。センター1名が6級、1名が3級です。すみません。水道のほうは1名が6級でございます。もう1名は水道課のほうの勤務ではございません。

（「もう一回まとめて」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 水道のほうは資格を持っている方が6級の職員です。センターのほうは6級と3級です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 同じ課に何年ぐらい在籍しているかということですね。それと、今後、今その人が何歳かわからないんですけども、後継者の育成養成ですね。これをどうするのか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、水道のほうは通算で20年程度ということでございます。センターのほうにつきましても同じく20年程度ということでございます。後継者ということでございますけれども、年齢が現在53歳ということでございまして、今後、できましたら経験の引き継ぎというような意味合いで、後継者の育成は非常に重要なことと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと問題は、おたくの課だけじゃなくて、有資格者が一つの課に長期在籍すると。じゃ、保健福祉もそうです。このところもそうです。ここは人事異動のとき、入れかえますけれども、これで最長同じ課にいたのは、総務課長は何年くらいいたんですか。というのは、組織の硬直化というのと、もっと言えば、僕らの世界は悪いことすぐできちゃうんですよ。ただ、そういう中で資格があるから異動できないと、異動しないと。これは果たして人事の観点からしていいのかと。いろんな問題含んでいると思うんですよね。

ただ、今言ったように、2人いるけれども1人はほかの課に異動したと、これはなかなかいいことだと思っているんですけども、また異動して戻ってくれば、それはそれでいいと思うんですけども、1人の人が資格があるから、資格がなければできない仕事だという中で、大きくは100名しかいない職員ですから、町長もやりくりには困るでしょうけれども、何百人といれば人事でもスムーズにいくんでしょうけれども、ただ狭いから、少ないからという中で、これはここでも20年ですよ。多賀課長のところはちょっと後で聞かないといけないんですけども、これは人事のあれとしては大変、簡単な言葉で言えば風通しが悪いと。いろんなものの細かくやらないけれども、問題点が出てきているという中で、総務課長、この辺のお考えは。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） センターであるとか、自分の ということ、当初雇用した経過がございます。この辺、この数年前からいろいろな部署から一般職に引き上げるというように、そのために町のほうに研修という形で職員を今、1年単位で、全職員を本当はやる予定で研修は組んでいるんですけども、そういうことで、将来的にはごみ処理センターにとっては統合ということが目前に迫っていますのでその統合されたときにどうしようかという話で、当然 ということでありましたので、今そのような研修制度をとって一生懸命やっているといるところでもあります。

また、それなりの資格職がございます。今言いましたように保育士、それから保健師というようなものはございますけれども、それらにつきましても、今、福祉部門もかなり多岐にわたってございまして、総数で言いますと三十五、六名というような、そういう大所帯になっています。ですから、その範囲で仕事を変えてみるというような、そういう今ローテーションのような形で配置につけています。

それからまた、もう1点では、B&Gの ですね。これも有利な制度を使って施設整備がなされております。この条件としましても、一定の指導資格が必要だということで、これは定期的に、今、資格取得をさせているということで、つい最近では1名、新たに資格を取得したところであります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この資格を今回いろいろ定めるということでもありますけれども、逆に言いますと、そういう資格のある者をどう育てていくか。例えば、水道についてもここにも書いてありますけれども、現場、これは図面をよく引ける、または読める、委託するにしても、そういうことは大事だと思いますし、そういう専門性を極めていくと。この間も提案させていただきましたけれども、そういう事業研究の中でそういう職員を生かしてくれば、今、中学校の建設をやっていますけれども、非常に高度な知識が要求される。そういうものをきちんと、委託をするにしても、職員が理解していると理解していないとでは、最終的なできたもの、成果物が違うと思うんです。ですから、そういうふうに職員がいろいろさまざまな仕事に当たって、どんな職にもつけると、そういう職員をつくるとともに、一方で専門性を高めると。そういう職員というのも必要だと思うんですね。その中をどうコーディネートしていくかというのは総務課長の手腕だと思うんですけども、私はその2点だと思うんですけども、2点についてご説明を。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議員のご指摘のとおりだと思います。そのような配慮をしながらやっておりますが、ただ、そういった方がいろいろな不慮、予期しない研修であるとか、そういったものが出ますので、なかなか計画どおりにいかないというところはありますけれども、基本的にはそういう考えを持って配置を心がけているというところがございます。

また、専門性というか、そういったところにつきましては、スキルアップ研修ということで、測量士資格を持っている職員がおりますので、自主的にそういう研修を報告し、実施しております。そういったことで専門性を高めていきたいというふうなことは考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

11日は午前9時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 2時35分）